

生徒指導の理論と実践

今崎 浩

2017 年

広島文教女子大学

はじめに

今日の学校現場では、生徒指導上の問題の複雑化・深刻化している。これからの教員は、こうした学校現場が抱える課題に対して、チーム学校の一員として、また学級担任として適切な指導を行うことができるような資質・能力が求められている。

本書は、そのために必要な生徒指導に関する基礎的・基本的な知識・技能を身に付けるとともに、それらを活かして実践する力を育成することを目的として作成したものである。

なお、本書は『生徒指導提要』（文部科学省, 2010）、平成 29 年に改訂された小・中学校学習指導要領等の趣旨及び内容を踏まえて作成している。

目次

	頁
はじめに	
第 1 章 生徒指導とは	1
第 2 章 教育課程における生徒指導	18
第 3 章 児童生徒理解の基本	32
第 4 章 学校における生徒指導体制	38
第 5 章 教育相談の基本	46
第 6 章 生徒指導の進め方Ⅰ～児童生徒全体への指導～	50
第 7 章 生徒指導の進め方Ⅱ～個別の課題を抱える児童生徒への指導～	58
第 8 章 生徒指導に関する法制度	68
第 9 章 学校間と家庭・地域・関係機関で進める生徒指導	75

第1章

生徒指導とは

§ 1 生徒指導の意義

1.1 生徒指導の意義と目的

生徒指導とは何か、『生徒指導提要』（文部科学省、2010）には次のように述べられている。

生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことです

また、次のようにも述べられている。

生徒指導は、すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指しています。

このことは、学校教育目標を実現していく上で、極めて重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで、重要な意義をもつものであり、平成29年に改訂された小学校学習指導要領の総則にも「児童が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること」と、その重要性が述べている。

そして、生徒指導が目指す究極の目標、すなわち目的は、中学校学習指導要領解説総則編(2017)に「各学校においては、生徒指導が、一人ひとりの生徒の健全な成長を促し、生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、学習指導と関連付けながら、その一層の充実を図っていくことが必要である」と述べられているとおり、

自己指導能力の育成である。

自己指導能力とは、どのような資質・能力であろうか。それは、次のような資質・能力であるといえる。

その時、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する能力

または

他人のためにもなり、自分のためにもなるという行動を、児童生徒が自分で考えること

こうした自己指導能力を育成していくのは、学習指導の場を含む、学校生活のあらゆる場や機会である。授業や休み時間、放課後、部活動や地域における体験活動の場においても、生徒指導を行うことが必要であり、その際、問題行動など目前の問題に対応するだけにとどめることがないようにする必要がある。

発達の段階に応じた自己指導能力の育成を図っていくために、坂本(1999)は、生徒指導の三機能として3つの方法を挙げている。

- (1) 児童生徒に自己決定の場を与える。
- (2) 児童生徒一人ひとりに自己存在感を与える。
- (3) 人間的ふれあい（共感）を基盤とする。

(1)について、自己指導能力とは、先にも述べたように、この場で、どのような行動が正しいか自分で判断して実行する力を意味する。そして、選択する行動が正しいかどうか判断する根拠は、自己実現と他の人の主体性の尊重である。すなわち、他人のためにもなり、自分のためにもなるということを基準にして自分の行動を決定することができる、これが自己指導能力である。

したがって、生徒指導においては、児童生徒が決められたことを決めら

れたとおりするというのではなく、自分で考えて決めて実行するという
こと、すなわち自己決定が大切にされる。

(2)について、人は、その人に代わる人が存在しないという意味でかけ
がえのない存在である。したがって、児童生徒一人ひとりの存在を大切に
することが生徒指導の基本となる。また、人は他者とのかかわりの中で生
きており、そのかかわりの中で自己の存在感を見いだせるときとき、生き
生きと活動できるのであり、児童生徒が自己存在感を得ることなしに、そ
の自己実現は図れない。その意味で、一人ひとりの児童生徒が例外なくあ
らゆる学校生活の場面で、自己存在感をもつことができるように配慮する
ことが重要である。

(3)について、指導する人（教師）と指導される人（児童生徒）という
関係からは、人間的ふれあいば生じない。児童生徒が示す欠点や人間的な
弱さなどを教師が自分の中に見いだす、このようなとき、その教師は指導
する人から人になり、児童生徒は人間的ふれあい（共感）を感じ取ること
ができるのである。

各学校段階や各学年段階、また年齢と共に形成されてくる精神性や社会
性の程度を考慮し、どの児童生徒にも一定水準の共通した能力が形成され
るような計画的な生徒指導が求められる。

一方で、個々の児童生徒の発達状況を踏まえた個別の指導や援助も大切
であり、足りない部分を補ったり、望ましい部分をさらに伸ばしたりとい
ったことも求められる。

具体的には、次のようなことも生徒指導といえる。

【登下校や授業の場面で】

- ・登校時の朝のあいさつに始まり、始業時のあいさつ、終業時のあいさつ
などを促す。
- ・始業開始とともに着席すること、正しい姿勢で机に向かって学習するこ
と、教師やほかの児童生徒の話に積極的に耳を傾けること、自らも積極
的に考えたり発言したりすることなどを指導する。
- ・授業中に、教科の授業を通して獲得した知識や技能を、どう活用したら
自分や周りの人々が幸せになるのかを思い描かせる。

- ・学校の教育目標や、学年・学級のめあて、校訓や建学の精神等によって目指すべき人間像を示す。

【道徳科，特別活動，総合的な学習の時間の場面で】

- ・自己の言動や生活態度をより好ましいものに高めるよう問いかけ，見つけ直させる。
- ・友人関係について考えてみたり，異なる学年や異なる世代の人と積極的に交流したりする機会や場を与えて進んで活動させたりする。
- ・将来のために，今，何をすべきか諭したり，自分の生き方や将来の職業等について思いをめぐらすよう示唆したりする。

【特別支援教育や教育相談の場面で】

- ・他人に迷惑をかけるような行為を心ならずも行ってしまう児童生徒に向き合い，学校や社会にうまく適応が図れるよう配慮する。
- ・自分自身について悩んだり，人間関係に傷ついたりした児童生徒を受けとめ，次の一步を踏み出せるよう支えていく。

このように，生徒指導はすべての教育活動の場面において，すべての児童生徒を対象にして，行われるものであるといえる。ただし，児童生徒に熱心に指導を行っていけばよいというものではなく，教師の明確な意図のもと，計画的に行われるものでなければならない。

1.2 生徒指導の課題

生徒指導の課題として、『生徒指導提要』（文部科学省，2010）には次の3点を挙げている。

- (1) 生徒指導の基盤となる児童生徒理解
- (2) 望ましい人間関係づくりと集団指導・個別指導
- (3) 学校全体で進める生徒指導

(1)について，一人ひとりの児童生徒はそれぞれ違った能力・適性，興味・関心等を持っている。また，児童生徒の生育環境も将来の進路希望等も異なる。そのため，児童生徒理解においては，児童生徒を多面的・総合的に理解していくことが重要であり，学級担任・ホームルーム担任の日ごろの人間的な触れ合いに基づくきめ細かい観察や面接などに加えて，学年の教

員，教科担任，部活動等の顧問などによるものを含めて，広い視野から児童生徒理解を行うことが大切である。児童生徒理解は，一人ひとりの児童生徒を客観的かつ総合的に認識することが第一歩であり，日ごろから一人ひとりの言葉に耳を傾け，その気持ちを敏感に感じ取ろうという姿勢が重要である。

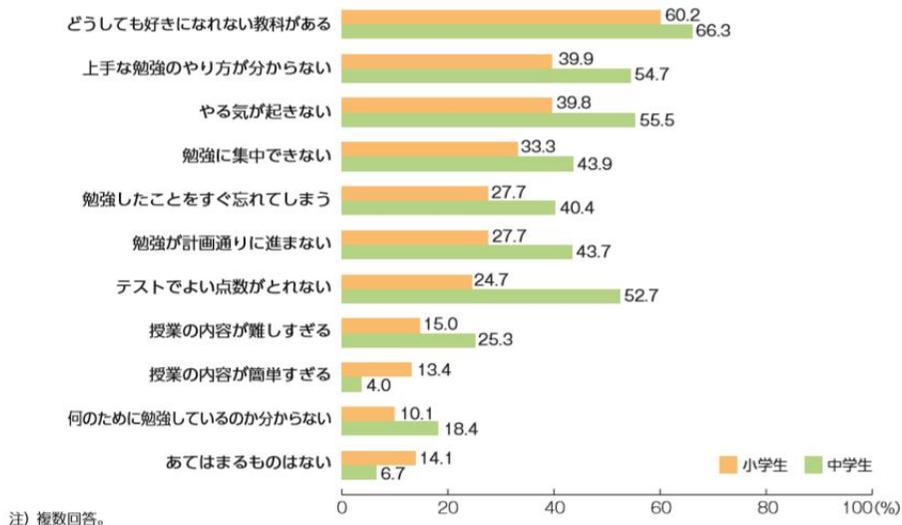


図 1-1 「小・中学生の学習上の悩み」(ベネッセ, 2014)

例えば，図 1-1 にみられるように，中学校では小学校に比べ，学習上の悩みが増えている。思春期の場合には，子どもから大人への急激な成長の変化をとげる時期であり，様々な不安や悩みを経験しながら自分自身を見付けていく。これに加えて進学等による生活環境の急激な変化を受けている中学生・高校生の不安や悩みにも目を向け，児童生徒の内面に対する共感的理解を持って生徒理解を深めることが大切である。

そのためには，児童期・青年期の心理の特徴を熟知しておくように努める必要がある。また，児童生徒理解の深化とともに，教員と児童生徒との信頼関係を築くことも生徒指導を進める基盤であるといえる。教員と児童生徒の信頼関係は，日ごろの人間的な触れ合いと児童生徒と共に歩む教

員の姿勢、授業等における児童生徒の充実感・達成感を生み出す指導、児童生徒の特性や状況に応じた的確な指導と不正や反社会的行動に対する毅然とした指導などを通じて形成されていくものであり。その信頼関係をもとに、児童生徒の自己開示も進み、教員の児童生徒理解も一層深まっていく。

(2)について、学校教育は、集団での活動や生活を基本とするものであり、学級や学校での児童生徒相互の人間関係の在り方は、児童生徒の健全な成長と深くかかわってくる。児童生徒一人ひとりが存在感をもち、共感的な人間関係をはぐくみ、自己決定の場を豊かにもち、自己実現を図っていける望ましい人間関係づくりは極めて重要である。人間関係づくりは教科指導やそれ以外の学校生活のあらゆる場面で行う必要がある。自他の個性を尊重し、互いの身になって考え、相手のよさを見付けようと努める集団、互いに協力し合い、よりよい人間関係を主体的に形成していこうとする人間関係づくりとこれを基盤とした豊かな集団生活が営まれる学級や学校の教育的環境を形成することは、生徒指導の充実の基盤であり、かつ生徒指導の重要な目標の一つでもある。

このように個人の成長と集団の成長とは不可分の関係にあるが、指導場面においては個別指導と集団指導とを分けて考える視点も重要である。

(3)について、教員一人ひとりの努力を生徒指導の目標の達成につなげるには、学校全体の共通理解と取組が不可欠である。そのためには、生徒指導が学校全体として組織的、計画的に行われていくことが必要になります。すなわち、学校経営の中に生徒指導の視点がきちんと位置付けられ、それに基づいた学年や学級経営・ホームルーム経営が行われ、さらには個々の教員の指導が行われていくという流れが大切である。

しかし、小学校の現状としては、校内に生徒指導に関する委員会が設置されているものの、実際には、生徒指導の対応を学級担任一人に任せ、会議では報告のみに終わっているといった状況、生徒指導の意義についての捉え方や理解が各教職員によってかなりの差がみられるといった状況がみられる。

生徒指導を進めるに当たっては、全教職員の共通理解を図り、学校とし

での協力体制・指導体制を築くことは欠くことができない。また、家庭や地域社会 及び関係機関等との連携・協力を密にし、児童生徒の健全育成を広い視野から考える開かれた生徒指導の推進を図ることが重要である。学校が中心となって生徒指導を進めていくことは当然のことであるが、家庭や地域の力を活用し、より豊かな生徒指導を進めていくことが求められている。

§ 2 生徒指導の前提となる発達観と指導観

生徒指導提要では、生徒指導の前提となる人間観・発達観について、次のように述べている。

人間は、その存在自体が社会的なものと言えます。社会の中で育つことでしか、人間としての資質や能力が成長・発達することはないからです。生まれた時点では自力で生きていく力を持ってはおらず、周りの大人から保護されることなしには存在すらできません。空腹や排便などによる不快感を解消することも、自力ではままならないのです。同じようなことは、程度の差こそあるものの、就学前・就学後の児童生徒についてもあてはまります。大人に保護され、養育されることにより、自立した大人へと成長・発達していくことができるのです。

しかし、人間は社会によって一方的に育てられる受け身の存在ではないというわけではありません。乳幼児期においてさえ、一個の独立した存在として自らの欲求を主張し、自らの力で成長・発達しようとする存在でもあるのです。いかにすれば自分の欲求を満たすことができ、自分を守ることができるのかという試行錯誤の中で、自分の属する集団や 社会の食事の仕方や排便の方法などを学習し、集団や社会で認められたやり方に従うことで自己の欲求を実現する適応力を持った存在でもあります。さらに児童期・青年期へと成長・発達すると、新たな環境、新たな関係、新たな情報や知識などに触れることにより、新たな自己の欲求に目覚めたり、時

に他者や社会とぶつかったりしながら、自らの人格を完成させようとしません。

つまり、人間の成長・発達というのは、個としての欲求の充足や人格の完成という側面が、社会への適応や社会の中での成功という側面と不可分の形で営まれていくものと言えます。そのいずれか一方のみで成り立つものではなく、いずれか一方のみが強調され過ぎた場合には他方が大きな支障をきたすといった関係にあるとすら言えるでしょう。

人は自分一人では生きていくことはできない。どんな人も社会との繋がりの中で生き、成長していくものである。そして、人が社会の中で自立して生きていくことができるようになるには、長い期間にわたる大人の保護・養育が必要となる。一方で、人は、それぞれに意思があり、まわりから教育されるだけの存在ではない。自らの力で、成長し、発達していこうとする意思をもっている。生徒指導は、この両面を大切にしながら、将来社会の中で自立し、自分らしく生きていくことができるように教育していく営みである。

こうした人間観・発達観に立った生徒指導は、教育基本法第1条に規定された教育の目的「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と前提を一にするものといえる。

また、前提となる教育観について、次のように述べている。

問題のある行動をその時点で正すことにとどまらず、児童生徒自らがその行動の適否について判断し、その結果、そうした行動を自ら進んで行わなくなるというように、児童生徒の内面に変化が生じるようにすることが、教育の本来の目的です。さらには、問題とされた行動のみならず、それ以外の不適切な行動についても、それまでの経験や指導から類推し、自ら判断して自らの行為や行動を律することができるようになることが望まれます。

また、問題のある行動だけでなく、好ましい行動に対しても同じことが

言えます。すなわち、児童生徒が自らの行動の好ましきについて判断し、進んで好ましい行動をとるようにしていくこと、さらには、それ以外の好ましい行動についても、自ら判断して自ら進んで行えるようになることが望まれます。

形だけの指導や叱責・罰則などによって問題となる行動が抑制されているという状態にとどまっているだけでは、十分な教育を行ったとは言えません。あくまでも、児童生徒が、自らの欲求を大切にしつつ、社会との調和を図りながら、自らの人格の完成を自ら求め、自己実現を図っていきけるような資質や能力をはぐくんでいくことが、教育に課せられた大きな課題なのです。生徒指導が、そうした教育活動において中心的な役割を果たしています。

児童生徒に求められるのは、知識や技能に加え、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力などの「確かな学力」や、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康・体力」などの「生きる力」を身に付けることです。

生徒指導は、ある問題の解決を目指すものではなく、児童生徒がその問題に気づき、解決する方法を自立的・協働的に考え、解決に向けて自ら行動することができるようにしていくための営みである。

生徒指導を進めるに当たっては、こうした考え方に基づいて、児童生徒の資質・能力をよりよく育成してことが必要である。したがって、生徒指導は、教員主導の一方的な指導ではなく、あくまでも児童生徒の自発的で主体的な成長・発達の過程を支援していくような指導でなくてはならない。

§ 3 集団指導と個別指導の方法原理

3.1 集団指導と個別指導

児童生徒が社会の中で自立し、自分らしく生きていくために必要な資質・能力を育成していくために必要な原理が集団指導と個別指導である。

集団指導とは、集団における共通の目標を設定し、その目標を達成するために一人ひとりの児童生徒がそれぞれの役割や分担を通して、自分たちの力で日々起こる様々な問題や課題の解決に向けた取組を行うことである。ただし、集団指導は、集団全体のみならず焦点をあてた指導を意味することではなく、集団内の児童生徒一人ひとりについても配慮していくことが必要である。例えば、一斉指導のような授業の場面において、一人ひとりの児童生徒の目標や特性に応じたグループ別学習を取り入れるなど、集団指導の場面でも、個に配慮する工夫が求められる。

教師は、それぞれの集団に属している一人ひとりの児童生徒のよさや違いを大切に、集団の中で、各自が持っている個性を伸ばすことが、結果的に集団の発展にも結び付くことになるということを強く意識する必要がある。

個別指導とは、学校教育のあらゆる場面で、個別に配慮した指導・支援を行うことである。個別指導には、集団から離れて行う指導と、集団指導の場面においても個に配慮することの2つの側面がある。集団に適應できない場合や、より発達的な指導・援助を求める場合には、集団から離れて行う個別指導の方がより効果的に児童生徒の力を伸ばせる場合もある。

3.2 集団指導と個別指導のバランス

ここまで述べてきたように、集団指導と個別指導は別々のものではなく、集団指導を通して個を育成し、個の成長が集団を発展させるという相互作用により、児童生徒の力を大限に伸ばすことができるといえる。

そのためには、教師は児童生徒理解を土台としながら、教職員間で指導の目標、指導方法等についての共通理解を図っておくことが必要である。

なお、集団指導と個別指導のどちらにおいても、「成長を促す指導」、「予

防的指導」,「課題解決的指導」の三つの目的に分けることができる。このことを生徒指導提要では,図1-2のように表している。

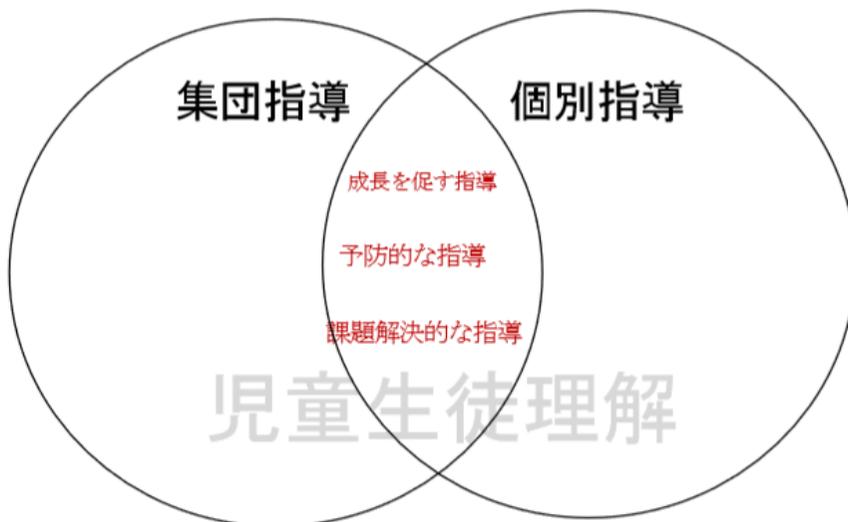


図1-2 「集団指導と個別指導の指導原理」(文部科学省,2010)

集団指導と個別指導には,図のように車の両輪のような関係がある。どちらか一方に偏ることなく,その両方の場面でバランスよく指導をすることと,両方の相互作用により,児童生徒の力を大限に伸ばせるという生徒指導上の原理がある。

3.4 集団指導の教育的意義

日本の学校では,基本的に学級・ホームルーム,授業,クラブ活動,部活動,生徒会などの集団を単位として教育活動が行われている。近年では,学年をこえた縦割り班,校種をこえた小中合同の集団等,集団の形態も多様になってきている。その中で,一人ひとりの児童生徒が様々な集団に所属して活動することによって,児童生徒の人間関係も多様になり,また生活経験も豊富になるなど,集団での活動には有益な意義が認められる。

生徒指導提要は,集団指導の教育的意義として,次の3点を挙げている。

- (1) 社会の一員としての自覚と責任の育成
- (2) 他者との協調性の育成

(3) 集団の目標達成に貢献する態度の育成

(1)について、発達の段階によって異なるが、児童生徒は集団指導を通して、集団の規律やルールを守り、お互いに協力しながら各自の責任を果たすことによって、集団や社会が成り立っていることを理解し、行動できるようになる。

したがって、児童生徒に集団での活動を通して、社会生活上のルールやモラルの意義について考える機会を与えたり、正義感や公正さを重んじる心、自律・自制の心などの大切さについて理解する機会を与えることは、児童生徒が社会の一員として生活を営む上で必要なルールやマナーを体験的に習得していくことに結びつくといえる。

(2)について、児童生徒は、集団での活動を通して、他人を理解するとともに、自分の感情や行動をコントロールできるようになる。

教師は集団指導において、児童生徒全員が活躍できる場と機会を与えるように配慮と、児童生徒に対する役割の意義についての事前の十分な説明が必要となる。例えば、学校行事において、劇をする際には、当然のことだが、だれもが主役にはなれない。そのため、児童生徒は役割分担の過程で、各役割の重要性を学びながら、自己統制できるようになり、ひいては、協調性を身に付けることにもつながっていく。そして、自らも集団の一員であることを自覚し、互いが支え合う社会の仕組みを実感するとともに、集団において、自分が大切な存在であることを実感するようになる。

このように考えると、協調性は集団指導を通してのみ育成できるといえる。

(3)について、集団指導は、集団の目標達成に貢献する態度を育成することができるという側面を持っているが、児童生徒は集団の目標と個人の目標との狭間で葛藤するような場面に出会うことも少なくない。このような場合、教師は一人ひとりの児童生徒の個性や特性を生かすことを重視するとともに、目標の設定に児童生徒も参画するように配慮することによって、児童生徒がより自発的に集団に貢献するようになる。

このように、児童生徒は学級活動等の特別活動を通して、自分の意見をしっかりと述べるとともに、他者の意見に耳を傾け理解に努めることは、

自分と異なる他者との仲間意識を育むことや、集団活動での達成感や充実感を味わったり、集団内でのルールやマナーに対する意識も醸成されたりすることで、社会で生活していく上で必要な資質・能力を身に付けることができる。このことは、児童生徒の所属感、帰属感にも結び付くことであるといえる。

また、指導にあたって、教師は児童生徒が人として平等な立場で互いに理解及び信頼し、そして、集団の目標に向かって励まし合いながら成長できる集団をつくることが大切である。

そのために、教師は、児童生徒一人ひとりに対して次のような工夫をすることが必要である。

- ① 安心して生活できる。
- ② 個性を発揮できる。
- ③ 自己決定の機会を持てる。
- ④ 集団に貢献できる役割を持てる。
- ⑤ 達成感・成就感を持つことができる。
- ⑥ 集団での存在感を実感できる。
- ⑦ 他の児童生徒と好ましい人間関係を築ける。
- ⑧ 自己肯定感・自己有用感を培うことができる。
- ⑨ 自己実現の喜びを味わうことができる。

集団指導においては、教師が中心となる指導が多くなることが予想されるが、そんな中でも、児童生徒の自主性を尊重する指導が必要である。児童生徒の自主性を尊重することによって、物事がうまく進まなかったり、失敗したりする場合にも、教師がすぐに指示を与えたり、自らが児童生徒に代わって行動をするのではなく、できるだけ児童生徒自らが解決できるようなヒントを与えるにとどめる等の配慮と、粘り強い指導を行っていくことが大切である。その際、児童生徒や保護者等が「先生は何もしてくれない」、「先生は助けてくれない」といった誤解を与えないように、学級懇談や学級通信等を通じて、指導の目標等について、事前に十分に説明をしておく必要がある。

3.5 個別指導の教育的意義

教育基本法第2条の教育の目標に「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んじる態度を養うこと」と規定されているとおり、個性を生かす教育、すなわち、一人ひとりの児童生徒のよさや違いを大切にしながら、彼らが、社会で自立していくために必要な力を身に付けていくことに対して支援をすることが求められている。このことは、生徒指導の目的と合致するところであり、生徒指導の一形態である個別指導は、教育活動のあるゆる場面で行う必要があるといえる。

生徒指導提要是、個別指導の目的を大きく3つに分けて整理している。

- (1) 成長を促す個別指導
- (2) 予防的な個別指導
- (3) 課題解決的な個別指導

(1)は、すべての児童生徒を対象に、個性を伸ばすことや、自身の成長に対する意欲を高めることをねらいとしたものである。

例えば、一人ひとりの児童生徒に応じた情報提供を行ったり、授業の中で児童生徒一人ひとりに応じた習熟の機会を設けたり、将来の生き方などについて話をしたりするなどの働きかけが考えられる。

また、集団の形態で行われている学習指導にしても、児童生徒一人ひとりの学力の向上を図るためには、当然のことながら、学力の個人差に応じた個別指導が必要となる。

(2)は、一部の児童生徒を対象に、深刻な問題に発展しないように、初期段階で諸課題を解決することをねらいとしたものである。

例えば、ある時期に遅刻・欠席が増加したり、服装や頭髪などの身だしなみに変化がみられたりする児童生徒に対して早期に面接などをする働きかけが考えられる。

児童生徒は、一人ひとり学習、進路、対人関係、健康等、多少なりとも悩みを持っている。このような悩みが原因で、学校生活にも支障をきたす可能性は少なくない。したがって、諸課題を持つ児童生徒への個別指導は、児童生徒の不安や悩みが増長する前段階で解決をする必要がある。

具体的な指導方法としては、児童生徒が抱えている課題そのものの解決を助ける方法と、本人自身が課題を解決できるように援助する方法がある。その児童生徒の状況によって異なるが、自発的・主体的な成長・発達の過程を支援する働きかけを生徒指導のねらいから考えると、後者の方法がより望ましいと考えられる。

この段階で個別指導を行うためには、教師が生活習慣等に変化が見られる児童生徒を早期に発見することが大切である。例えば、出席簿を日常的に整理する、学習態度や休憩時間の過ごし方、家庭学習の状況等、児童生徒の様子に敏感になる、他の教員との情報交換を活発にするなどが挙げられます。また、休憩時間や掃除時間などで、教師が様子の気になる児童生徒に積極的に話しかけたことで、児童生徒の不安が解消され、意欲を取り戻すことができたという例は多くみられる。なお、保護者とも連絡を密にすることも効果的に個別指導を進めることにつながる。

(3)は、深刻な問題行動や悩みを抱え、なおかつその悩みに対するストレスに適切に対処できないような特別に支援を必要とする児童生徒に対し、課題解決に焦点を当てた個別指導及び支援を行うことである。

児童生徒が持つ課題の背景には、児童生徒の個人の性格や社会性などの個人的問題、児童虐待・家庭内暴力・家庭内不和・経済的困難など家庭の問題、LD・ADHD・高機能自閉症・アスペルガー症候群などの発達障害、また、友人間での人間関係に関する問題などが多く見られる。学校としては、このような課題の背景を十分に理解し、管理職、生徒指導主事等、学級担任・ホームルーム担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家でのチームとしての支援体制をつくり、チームとしての対応が求められる。

なお、(1)と(2)の個別指導では、時間、場所、対象者を特定しないことが原則である。したがって、学級担任・ホームルーム担任や教科担当者である教師は、「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」、個別指導をする機会があるため、平素から児童生徒をよく観察し、必要に応じて積極的に個別指導の機会をつくる必要がある。

また、個別指導を効果的に進めるためには、日常の学校生活を通して、

児童生徒と教員の信頼関係を築いていくように努めることが大切である。その際、児童生徒と積極的にコミュニケーションを図ることは欠かせないが、一般的に、コミュニケーションで伝わる内容は、言語的内容は30%で、非言語的内容が70%と言われている。つまり、教員は言葉だけではなく、言葉と同じメッセージを態度でも伝える必要がある。例えば、「廊下を歩くときはゆっくり歩く」、「児童生徒とすれ違うときは、目を合わせる、声をかける、笑顔を見せる」などを心がけることや、「廊下で児童生徒に声をかけられたら、足を止める、身体を逆向きにしないで話を聴く」、「仕事中に声をかけられたら、ペンを置く、キーボードから手を離す」などは、児童生徒との信頼関係を築く上で大切なことである。

【引用・参考文献】

- ・ 国立教育政策研究所(2015), 「生徒指導リーフ 生徒指導って何?」, <http://www.nier.go.jp/shido/leaf/index.html>, (2017年11月取得).
- ・ 坂本昇一(1999), 「生徒指導が機能する教科・体験・総合的学習」, 文教書院.
- ・ 文部科学省(2010), 「生徒指導提要」, 教育図書.
- ・ 文部科学省(2017), 「小学校学習指導要領」, http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm, (2017年11月取得).
- ・ 文部科学省(2017), 「小学校学習指導要領解説総則編」, http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm, (2017年11月取得).
- ・ 文部科学省(2017), 「中学校学習指導要領解説総則編」, http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm, (2017年11月取得).
- ・ ベネッセ教育総合研究所(2014), 「小中学生の学びに関する実態調査

速報版 [2014]」,

<http://berd.benesse.jp/shotouchutou/research/detail1.php?id=4>

340(2017年11月取得).

第2章

教育課程における 生徒指導

§ 1 教科における生徒指導

1.1 教科における生徒指導の意義

児童生徒にとって、学校生活の大半は授業である。生徒指導が「学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指した」教育活動であることをから考えると、授業を充実したものにしていくことは、生徒指導の充実に重要な意味をもつ。

したがって、日々の授業においても、

- (1) 児童生徒に自己決定の場を与える。
- (2) 児童生徒一人ひとりに自己存在感を与える。
- (3) 人間的ふれあい（共感）を基盤とする。

という生徒指導の3機能を働かせていくことが求められる。

教科における生徒指導を充実させていくことが、生徒指導上の課題を解決することにとどまらず、学力の向上にもつながるという意味をもつ。すなわち、教科における生徒指導の充実によって、教科指導も充実してくるのである。

1.2 教科における生徒指導の進め方

教科における生徒指導を充実させていくため指導には、次の2つの側面があると考えられる。

- ・ 基本的な学習態度・学習習慣についての指導
- ・ 一人一人を生かした創意工夫ある、楽しくわかる授業づくり

これら2つの指導は車の両輪であるといえ、両者をバランスよく充実させていくことが必要である。

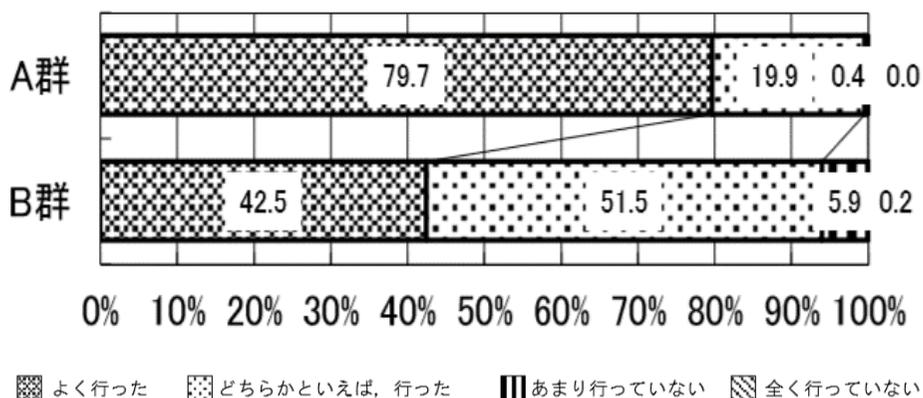
1 基本的な学習態度・学習習慣についての指導

平成25年度全国学力・学習状況調査におけるクロス分析において、次のような結果がみられる。(図2-1)

質問項目

第3学年の生徒に対して、前年度までに、学習規律（私語をしない、話をしている人の方を向いて聞く、聞き手に向かって話をする、授業開始のチャイムを守るなど）の維持を徹底しましたか。

※A群は全国平均（国語，算数）より5ポイント以上の学校，B群は全国平均（国語，算数）より5ポイント以下の学校である。



質問項目

第3学年の生徒に対して、前年度までに、家庭学習の取組として、学校では、生徒に家庭での学習方法等を具体例を挙げながら教えましたか。

（国語/数学共通）

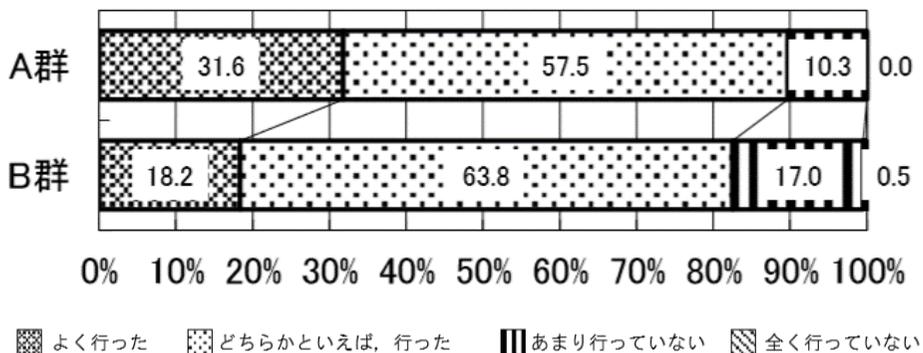


図2-1「平成25年度全国学力・学習状況調査クロス分析」(国立教育政策研究所)

これらの結果からも分かるように、授業開始のチャイムの合図を守る、授業中に私語をしない、授業に話を聞くといった学習規律の指導、家庭での学習習慣を確立させる指導を行った学校の方が、学力が高いという傾向がみられ、基本的な学習態度・学習習慣について指導を行うことの効果がみてとれる。

基本的な学習態度・学習習慣の指導にあたっては、次のことを大切にしたい。

- (1) どのような行動を身に付けさせたいかを明確に示す。
- (2) 評価を生かす。

(1)については、誰もが具体的にどうしたらよいか分かることが重要である。実際、「姿勢をよくしなさい」、「話をしっかり聞きなさい」といった一般的な指導ではなかなか定着しないものである。したがって、図2-2、図2-3のような掲示や指導資料を作成する等して、どのような行動を身に付けさせたいかを明確に示し、指導を進めていく必要がある。



図 2-2 「学習規律に関する掲示例」(岡山県教育委員会,2013)

家庭学習の手引き 5・6年生

チ				
ニ				
ン				
ク				

約 束

- ・時間を決めて、毎日必ずする。
- ・よいしせいである。

始める前に

- ① かばんの中を整とし、学校からの手紙を家の人に渡す。
- ② テレビやゲームは消し、つくえの上を整理する。
- ③ 復習、予習、できるようになりたいこと、調べたいことを決める。

めやすの時間
70分以上
がんばろう！



手 順

- ①勉強道具をそろえて勉強する場所につく。
- ②しっかり声を出して音読れんしゅうする。(できればだれかに聞いてもらう。)
- ③先生から出された宿題をする。
- ④宿題が終わったら、家族に知らせる。
- ⑤時間があれば、自主勉強をする。

チャレンジ！自主勉強

- ① いろいろな種類の本を読む。
- ② 国語の復習や予習をする。
 - ・語彙 (例: 入った言葉・新語・熟語・時・時歌・俳句など)
 - ・漢字練習
 - ・言葉調べ (熟語・四字熟語・反対語・ことわざなど)
 - ・文章を書く。(作文・日記・ニュース・新聞記事に対する意見・創作話)
 - ・ローマ字練習
- ③ 算数の復習や予習をする。
 - ・計算ドリルや教科書の問題を何度も練習する。
 - ・答え合わせ、間違いなおしもする。
- ④ 理科・社会の復習や予習をする。
 - ・学習したところや、今度学習するところを読む。
 - ・地図帳で「都道府県名や位置、県庁所在地」「世界の国の名前や位置」などを覚える。
 - ・歴史年表を作ったり、時代の特徴を調べたりする。
- ⑤ 音楽・図工・家庭科・体育・英語など
 - ・興味のあることを深める。(調べ、練習する。)
- ⑥ 教科書の内容をノートにまとめる。
- ⑦ 家にある問題集をする。
- ⑧ その他、自分で考えた勉強をする。

おわったら

- ☆筆箱の中の鉛筆を、けずる。
- ☆連絡帳で確認して 明日の準備をする。
- ☆机の上、身の周り身の回りの整理整とんをする。

- ・学習に必要な物は、学校へ持って行きません。
- ・文房用具は、使いやすい物を最後まで大切に使います。

図 2-3 「新市スタディ&マナー」(福山市立新市小学校)

(2)について、基本的な学習態度・学習習慣は一度指導したら、すぐに身に付くものではない。したがって、教員は児童生徒一人ひとりに対する評価、集団に対する評価を継続して行い、児童生徒の意識を高めていくとともに、定着の状況について把握し、指導の改善を図ることが必要である。また、児童生徒による自己評価、児童生徒相互の評価も取り入れ、多面的な評価を行う必要がある。

指導にあたって、次の点については留意する必要がある。

- ・前年度までの指導の把握
- ・教職員の共通理解・共通実践
- ・保護者との連携

特に、家庭での学習習慣の指導については、日々の授業において、予習や復習の仕方、学習計画の立て方、図書館や博物館などの利用の仕方、さらには学用品などの選び方や使い方など、学習の仕方について指導を行う必要がある。また、家庭学習の習慣化に結び付くような宿題の出し方を工夫することも大切である。家庭での学習習慣が身に付いてくると、学力の向上が期待されるだけでなく、情緒の基盤や気持ちのもちようそのものが安定してくることが期待される。

2 一人ひとりを生かした創意工夫ある、楽しくわかる授業づくり

教員は、児童生徒が学習に対して自ら目標や課題をもち、自ら考え、自ら判断し、自ら行動しながら主体的に問題を解決していく能力や態度を育む必要がある。こうした資質や能力は、まさに生徒指導が目指していることでもある。

そのためには、個に応じた指導や教材・題材の開発と作成、発問や指示の構成、コンピュータなど情報機器を活用などの指導方法の工夫、チーム・ティーチングや習熟度別指導等の指導体制の工夫、した指導方法の工夫を行っていく必要がある。

また、コミュニケーション能力の育成、人間関係形成能力の育成といった観点から、各教科の指導において、聞く、話す、読む、書くといった言語活動を充実させ、児童生徒一人ひとりに確かな言語力を育成することも

必要である。

このように、児童生徒一人ひとりを生かした創意工夫のある、授業を展開していくことによって、教員は、児童生徒一人ひとりを深く理解し、授業の場での活躍の場をつくるとともに、共に学び合うことの意義と大切さを実感させることが大切である。

§ 2 道徳教育・総合的な学習の時間における生徒指導

ここでは、『生徒指導提要』（文部科学省、2010）を参考に、道徳教育、総合的な学習の時間と生徒指導の関係について述べる。

2.1 道徳教育における生徒指導

学校における道徳教育は、豊かな心をはぐくみ、人間としての生き方の自覚を促し、児童生徒の道徳性を育成することをねらいとする教育活動で、要としての道徳科の授業（以下「道徳の授業」と呼ぶ。）をはじめ各教科や外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動など教育活動全体を通じて行うものである。生徒指導も、教育活動のあらゆる場面において行う機能としての性質を持っています。しかし、道徳教育は、児童生徒の道徳的心情、判断力、実践意欲や態度などの道徳性の育成を直接的なねらいとしているのに対して、生徒指導は、児童生徒一人一人の日常的生活場面における具体的な問題について指導する機会が多くなる。つまり、生徒指導は道徳的実践の指導において重要な役割を担っているといえる。

このように両者の性格や機能は異なっているものの、両者には密接な関係がある。例えば、道徳教育において児童生徒の道徳性が養われれば、それはやがて児童生徒の日常生活における道徳的実践が確かなものになり、ひいては自己実現にもつながるため、生徒指導も充実する。逆に、児童生徒の日常生活における生徒指導が徹底すれば、児童生徒は望ましい生活態度を身に付けることになることから、これは道徳性を養うという道徳教育のねらいを側面から支えていることになる。

道徳教育で培われた道徳性や道徳的実践力を、生きる力として日常の生

活場面に具現できるように援助することが生徒指導の働きである。このように、道徳教育と生徒指導とは緊密な関係にあるといえる。

2.2 総合的な学習の時間における生徒指導

平成 29 年に公示された小学校学習指導要領（以下、「新学習指導要領」と呼ぶ。）は、総合的な学習の時間の目標は、次のとおり示している。

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し 探究的な学習のよさを理解するようになる。
- (2) 実社会や実生活の中から問いを見いだし 自分で課題を立て 情報を集め 整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

総合的な学習の時間は、各教科、道徳、外国語活動、特別活動などで身に付けた知識や技能、資質や能力を相互に関連付け、それらが総合的に働くようにすることや、日常生活や社会に目を向けたときに沸き上がってくる疑問や関心に基づいて、自ら課題を見付け、情報を収集、整理・分析し、問題の解決に取り組み、そこからまた新たな課題を見付けるといった探究的な学習の過程が重要になる。

こうした学習活動により、児童生徒は、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を身に付けていくことになる、ここで大切なのは、教員が、児童生徒一人ひとりが持つ本来の力を引き出し、伸ばすように適切に指導することである。

教員の適切な指導の下で総合的な学習の時間を充実させることは、総合的な学習の時間の目標を達成するのみならず、児童生徒一人一人の健全な

成長を促し、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成にもつながり、生徒指導の充実を図ることとなる。

また、総合的な学習の時間では、その目標に「探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う」とあることから、特に他者と協同して課題を解決しようとする学習活動を重視することが必要である。これからの社会では、積極的に他者と協同して共存・共栄することが求められることから、様々な社会的課題の解決に他者と協力しながら参画し貢献しようとする態度をはぐくむことは重要なことである。

さらに、総合的な学習の時間では、その目標の中に「よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力」を育成することとある。総合的な学習の時間において自己の生き方を考えることとは、自己の幸福と社会の発展を追求する人間となる一連の過程で、社会において自分らしく生き、自己実現を図ることにも通じるものである。したがって、総合的な学習の時間においては、児童生徒が自己を生かし、自己を模索し、自己を振り返り、自己を創る過程を援助する指導を行うことが重要である。

§ 3 特別活動における生徒指導

3.1 特別活動の目標と生徒指導

新学習指導要領は、特別活動の目標を次のとおり示している。

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

(1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要と

なることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。

- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

この中の「集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う」ことは、自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の目標と重なる部分であり、特別活動と生徒指導の間わりは極めて深いといえる。

国立教育政策研究所(2012)も、特別活動と生徒指導の間わりについて、「特別活動の取組は、児童生徒の健全育成を目指す生徒指導の実践そのもの」と述べている。

したがって、特別活動の指導にあたっては、生徒指導の観点から次のようなことを重視した指導を行っていくことを求められる。

- 一人一人が役割を分担し協力して取り組んだり、一人一人の自発的な思いや願いを大切にしてお互いに協力し合うことなどによって、「自己存在感」を与える。
- 協力し助け合って取り組んだり、互いのよさを認め合って取り組んだりすることなどによって、児童生徒相互の「共感的な人間関係」が育てられる。
- 自己の生活改善や進路などに関する「自己決定」の場や機会を多く設けることによって、児童生徒に自己実現の喜びを味わわせる。

3.2 学級活動と生徒指導

小学校学習指導要領解説特別活動編(2017)は、特別活動と生徒指導の間わり方について、次の3点を挙げている。

- 1 所属する集団を，自分たちの力によって円滑に運営することを学ぶ。
- 2 集団生活の中でよりよい人間関係を築き，それぞれが個性や自己の能力を生かし，互いの人格を尊重し合って生きることの大切さを学ぶ。
- 3 集団としての連帯意識を高め，集団(社会)の一員としてのよりよい態度や行動の在り方を学ぶ。

これらの内容は，主に学級活動の内容と深い関わりがある。中でも，特に関わりが深い内容としては，次のような内容が挙げられる。

学級活動(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

ア 基本的な生活習慣の形成

身の回りの整理や挨拶などの基本的な生活習慣を身に付け，節度ある生活にすること。

イ よりよい人間関係の形成

学級や学校生活において互いのよさを見付け，違いを尊重し合い，仲よくしたり信頼し合ったりして生活すること。

ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成

現在及び生涯にわたって心身の健康を維持することや，事件，事故や災害等から身を守り安全に行動すること。

エ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

給食の時間を中心としながら，健康によい食事のとり方など，望ましい食習慣の形成を図るとともに，食事を通して人間関係をよりよくすること。

学級活動(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

ア 現在や将来に希望や目標をもって生きる意欲や態度の形成

学級や学校での生活づくりに主体的に関わり，自己を生かそうとするとともに，希望や目標をもち，その実現に向けて日常の生活をよりよくしようとすること。

ウ 主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用

学ぶことの意義や現在及び将来の学習と自己実現のつながりを考えたり自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら，学習の

見通しを立て、振り返ること。

これらの内容について、学習する過程で、児童生徒は一人ひとり個人目標の意思決定を行う。このことは、生徒指導の三機能の1つである「自己決定の場を与える」ことであり、自己指導能力の育成につながるといえる。

具体的には、次のような取組が考えられる。

- 一人一人の児童生徒が、学級のよりよい生活づくりに貢献できるよう、係活動や学級組織の中で、自分のよさや得意なことを生かして活動できるようにする取組
- 学級として取り組むことや自分が取り組みたい目標や内容などを決める際、また実際の活動場面やその振り返りの際に、互いのよさを認め合い相互の信頼を高め合えるようにする取組
- 学校や家庭でのよりよい生活や学習の在り方について、その方法や内容などのアイデアについて情報交換をし合い、自分に合った具体的な実践課題を決め、努力して改善が図られるようにする取組

3.3 児童会活動・クラブ活動と生徒指導

小学校学習指導要領解説特別活動編(2017)は、児童会活動、クラブ活動の目標をそれぞれ次のように示している。

児童会活動の目標

異年齢の児童同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

クラブ活動

異年齢の児童同士で協力し、共通の興味・関心を追求する集団活動の計画を立てて運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、個性の伸長を図りながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目

指す。

それぞれ活動形態等は異なるものの、「異年齢集団活動を通して、望ましい人間関係を学ぶ教育活動であること」「より大きな集団の一員として、役割を分担し合って協力し合う態度を学ぶ教育活動であること」は、両活動に共通することであり、学級活動とは異なる集団で活動することを通して人間関係形成能力の育成に資すると考えられる。

また、「自発的、自治的な実践活動を通して、自主的な態度の在り方を学ぶ教育活動であること」も両活動に共通することであり、児童生徒の自発性、自主性、社会性を促進させるものであると考えられる。

具体的には、次のような取組が考えられる。

- 運動会などの「学校行事への協力」の活動の中で、児童生徒が役割を分担し、それぞれの個性をよりよく生かしたり、発揮したりして活躍できるようにする取組
- 児童会・生徒会が主催する異年齢交流活動などにおいて、上級生が下級生のことを思いやり、下級生が上級生を尊敬しながら集会活動などを楽しめるようにする取組
- 上級生によるクラブの紹介や見学などをもとに、自分に合っていると思ったり挑戦してみたいと思ったりするクラブを決め、目標をもって参画できるようにする取組

3.4 学校行事と生徒指導

小学校学習指導要領解説特別活動編(2017)は、学校行事の目標を次のように示している。

全校又は学年の児童で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

学校行事は、学級活動、児童会活動、クラブ活動よりもさらに大きな集

団における活動や、行事の目標に応じた地域の人々、幼児、高齢者、障害など様々な人々と交流といった多様な体験活動を通して、人間関係形成能力の育成していけるよう創意工夫をしていかなくてはならない。

具体的には、次のような取組が考えられる。

- 文化的な活動やボランティア活動などに、学校や地域の一員として主体的に参加し、自分らしさを発揮して貢献できるようにする取組
- 遠足や修学旅行等のグループ活動で、考え方や性別などの違いを超えて、互いに協力できるようにする取組
- 集団宿泊活動などに学級や自己の目標をもって参加し、達成感を味わえるようにする取組

一方で、学級を超える大きな集団での活動では、ともすると児童一人ひとりへの配慮が欠けがちになることがある。また、教員主導の活動となり、児童の発意・発想が生かされないことがある。そこで、指導にあたっては、児童との人間的な触れ合いを深め、児童一人ひとりに自己存在感を与えるような場と機会と設けることが大切である。

【引用・参考文献】

- ・岡山県教育委員会(2013),「学習規律実践事例集」,
www.pref.okayama.jp/uploaded/life/353191_1820007_misc.pdf (2017年12月取得).
- ・国立教育政策研究所(2015),「生徒指導リーフ 特別活動と生徒指導」,
<http://www.nier.go.jp/shido/leaf/index.html>, (2017年11月取得).
- ・坂本昇一(1999),「生徒指導が機能する教科・体験・総合的学習」,文教書院.
- ・福山市立新市小学校,「新市スタディ&マナー」.
- ・文部科学省(2017),「小学校学習指導要領解説特別活動編」,
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1387014.htm(2017年

- 9月取得).
- 文部科学省(2010),「生徒指導提要」,教育図書.
 - 文部科学省(2017),「小学校学習指導要領」,
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm, (2017年11月取得).
 - 文部科学省(2017),「小学校学習指導要領解説総則編」,
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm, (2017年11月取得).
 - 文部科学省(2017),「中学校学習指導要領解説総則編」,
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm, (2017年11月取得).

第3章

児童生徒理解の基本

§ 1 児童生徒理解の重要性

生徒指導は、これまでも述べてきたように、一人ひとりの児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すものである。したがって、教員は児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導するものでなければならない。

こうした指導をよりの確・適切なものとし、成果をあげていくために、教員に求められるのは、まず一人ひとりの児童生徒をどのように理解し、指導に当たるかということである。次に、一人ひとり理解する上で、特に欠かすことのできない人格の発達についての一般的な傾向とその特徴についての客観的・専門的な知識を持つことである。

ここでは、前者について述べていくこととする。

§ 2 児童生徒理解に求められる姿勢

生徒指導において、その指導が成果をあげていくための大前提の一つは児童生徒理解である。児童生徒は一人ひとり異なった存在であり、それぞれに個性をもつ。生徒指導においては、児童生徒理解なしに、その指導はないといっても過言ではなく、生徒指導はまず児童生徒理解から始まるといえる。

人は自らのことを理解してくれている人には安心して心を開くが、理解してくれていない人に対しては拒否的になったり、心を閉ざしたままであったりする。そのため、第1章でも述べた「人間的ふれあい（共感）を基盤とする」指導が求められる。

児童生徒を共感的に理解していこうとする際、児童生徒について、個々の行動傾向、感情の動き、意志の強さや弱さなどの知・情・意の働きの事実を知るとともに、その背景となる様々な事実をできるだけ多角的・多面的かつ正確に知ることが必要である。特に重要と思われるものは、身体的な能力、知的な能力、学力、性格的な特徴、興味、要求、悩み、交友関係、生育歴、環境条件などである。

ただし、生徒指導の実際の場面としては、集団に対して指導を行うことが少なくないため、集団の構造や性格そのものを理解しなければならないことは言うまでもない。

特にいじめ問題についての指導は、児童生徒には、集団から孤立することを恐れ、

不満を内に秘めたまま、表面的に他者に合わせる傾向が強くなる。こうしたことから、集団の理解も児童生徒理解の重要な一部と捉える必要がある。

§ 3 児童生徒理解に必要な情報の収集と解釈

生徒指導における児童生徒理解は、指導に役立つものでなければならない。

そのためには、児童生徒理解においては、まずその理解の仕方が客観的で正確でなければならない。誤った理解や独善的な理解からは的確で、成果のあがる指導が導かれるはずはないからである。

そのため、できるだけ多角的・多面的でかつ客観的な資料を得ようと努力するとともに、得られた資料をいかに記録し、整理するかということも極めて重要である。また、その際には、プライバシー保護の観点から細心の注意を払う必要がある。

ここでは、資料を収集する具体的な方法と留意点について述べる。

3.1 児童生徒理解一人ひとりの理解に向けて

1 観察法

観察法は、児童生徒の行動を観ながら、個々の理解を進めていくことを目的としたものである。そこで、教員は児童生徒理解一人ひとりの心や体、日々の活動の様子を丁寧に観ていく必要がある。

観察の場面としては、登下校、朝の会、授業、給食や清掃、放課後、委員会活動やクラブ活動等、児童生徒が活動する全ての活動がその対象となる。

観察の内容としては、児童生徒の行動面だけでなく、心の面までも観ようとするのが大切である。なお、いじめ、不登校、虐待といった精神的な問題に関わる内容等については、特に配慮しながら児童生徒の様子を観察することが必要である。

観察する際に、留意すべきこととしては、次のようなことが挙げられる。

- (1) コミュニケーションを大切にする。
- (2) 言語的側面だけでなく、非言語的側面についても観察する。
- (3) 感情や主観を入れて観察をしない。

2 面接法

面接法は、教員と児童生徒が、一対一でお互いに顔を合わせ、児童生徒の悩みをきいたり、教員から話題を投げかけたりして、児童生徒が抱えている問題を理解し、解

決を図るものである。

面接を行う際には、1時間程度、あるいは1単位時間とあらかじめ時間を決めておき、ポイントを絞って話をすることが大切である。時間を長くとったからといって、必ずしも効果があがるというものではない。また、児童生徒が落ち着いてコミュニケーションを図ることができるようにするため、周りにあまり気を遣うことがなく、何でも話をすることができるような場所（相談室等）で行うことが大切である。

面接を行うには、教員と児童生徒の間に信頼関係（ラポール）が成立していることが条件となる。そのためには、日頃から児童生徒とコミュニケーションを図っておくことが必要となる。そして、面接の中では、児童生徒の話をしっかりと聴く、「傾聴」の姿勢が必要である。このことによって、児童生徒の気持ちもほぐれ、児童生徒の心に理解につながる。

面接する際に、留意すべきこととしては、次のようなことが挙げられる。

- (1) 目的を明確にし、話を進めていく。
- (2) 守秘義務を守る。
- (3) 「教え癖（言い分を十分に聴かないで説教したくなる癖）」や「先回り（言い終わらないうちに、教員が先に方向付けをする）」は傾聴を邪魔するものであり、慎む。

3 質問紙調査法

児童生徒の特性を、平均的な傾向と比べながら理解することを目的としている。比較的短時間で、児童生徒の実態を理解することができる。

質問紙調査を行うには、児童生徒に調査の目的を可能な限り伝えとともに、個人情報への取扱いや成績評価と無関係であること等をはっきりと伝え、児童生徒の不安を取り除き、安心して取り組むことができるような環境をつくることが大切である。

質問紙の作成にあたっては、それぞれの質問項目について何を調べるために行うのか、例えば、事実を調べたいのか、行動を調べたいのか、意識を調べたいのかなど、目的を明確にする必要がある。さらに、複数の教員で十分な検討し、十分な妥当性と信頼性を確保できるようにする。

質問紙調査を行う際に、留意すべきこととしては、次のようなことが挙げられる。

- (1) 同じ調査を繰り返さない。
- (2) 調査結果を絶対視しない。
- (3) 内容によって、匿名性の確保や個人情報の取扱いに十分留意する。

4 保護者からの情報収集

保護者を通して、児童生徒理解に繋がる情報を得る方法である。

情報収集にあたっては、保護者と顔を合わせて行う面接が望ましい。その際には、保護者と「子供のよりよい成長を目指す」という共通の目的をもって行うことがある。また、保護者の多くは、教員から批判されるのではないかと不安を抱いたまま面接等に望むことが予想されるため、まずは保護者の話を傾聴し、「子供を共に育てていこう」とする態度で行うことが大切である。

保護者からの情報収集を行う際に、留意すべきこととしては、次のようなことが挙げられる。

- (1) 連絡帳やメール、電話での対応は避け、できるだけ顔を合わせて行う。
- (2) 家庭でのしつけや子育ての方法等を批判しない。

5 前担任からの情報収集

新しく学級を担当する場合、児童生徒のそのままの姿を観察したりすることが求められる。一方で、前担任からの情報収集することによって、よりの確な指導ができることも期待される。

前担任からの情報は客観的な事実のみを受け継ぎ、感覚的な部分については、新たに情報収集する方が望ましい。また、収集した情報は、生徒指導は全教職員が行うものであるという観点から、教職員間で情報の共有をすることが必要である。

前担任からの情報収集を行う際に、留意すべきこととしては、次のようなことが挙げられる。

- (1) マイナス面だけでなく、プラス面の情報も収集する。
- (2) 前担任の情報によって、児童生徒を先入観をもって観ない。
- (3) 個人情報の取扱い（デジタル情報の管理、情報の持ち出し等）に校内でルールを決め、厳守する。

ここでは、主な情報収集の方法を挙げたが、その他にも次のような方法が考えられる。

- (1) 日記や作文、詩など創作物を用いた方法
- (2) 心理検査を用いた方法

3.2 集団の理解に向けて

1 観察法による学級集団の理解

児童生徒間にみられる相対的な力関係や、仲良しグループ等の排他性を把握しようとするものである。

児童生徒の力関係を把握する場面としては、例えば休憩時間に遊んでいる様子を観察したり、児童生徒間で問題が発生した時に、誰がどのような言動や行動をとったかを観察し、それらが問題の解決にどのように影響したかを観察したりすることが考えられる。

児童生徒の排他性を把握する場面としては、授業中にペアやグループになって活動する際に、特定のメンバーに固執してグループをつくらうとする傾向を観察したり、休憩時間に児童生徒がどのようなメンバーと過ごしているかを観察したりすることが考えられる。

こうした観察を踏まえ、指導にあたっては、次のようなことについて留意する必要がある。

- (1) プラス面・マイナス面に関わらず、影響力の大きい児童生徒の特別扱いはしない。
- (2) 様々な活動において、グループを固定化することは避ける。

2 質問紙調査法による学級集団の理解

目的を明らかにした上で、より客観的な情報を収集するものである。小学校の学級担任の場合は特に担任が1日の大半を児童と過ごすことから、感覚的に学級集団を理解している。それに加えて、質問紙調査法を行うことによって、より客観的な情報を収集し、よりの確な指導に役立てる。

その際、質問紙の作成、調査時期や回数等の調査方法は極めて重要であるため、調査の目的を明確にした上で、専門家と相談したり、既に行われた調査が掲載された研究論文を参考にするなどして、調査を行うようにする。また、その際には、管理職に丁寧な説明を行い、承認を得ておくことも必要である。

【引用・参考文献】

- ・小泉令三編著(2012),『よくわかる生徒指導・キャリア教育』,ミネルヴァ書房.
- ・杉田洋(2011),『小学校教諭のための生徒指導提要実践ガイド』,明治図書.
- ・文部科学省(2010),「生徒指導提要」,教育図書.
- ・文部科学省(2017),「小学校学習指導要領」,

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm, (2017年11月取得).

第4章

学校における 生徒指導体制

§ 1 生徒指導の実践・評価のサイクル

学校が児童生徒一人ひとりに対して、組織的な生徒指導を展開していくためには、校内の生徒指導体制をより早期に確立することが必要です。具体的には、校内の生徒指導の方針・基準を定め、これに基づいた年間の生徒指導計画を作成し、校内研修を通じてこれを全教職員で共有する。そして、児童生徒一人ひとりに対して、一貫性のある生徒指導を実施し、それを評価するサイクルを確立していくことが必要である。

国立教育政策研究所は(2010)は、中学校において生徒指導主事を中心とした生徒指導の実践・評価のサイクルを図3-1のように表している。

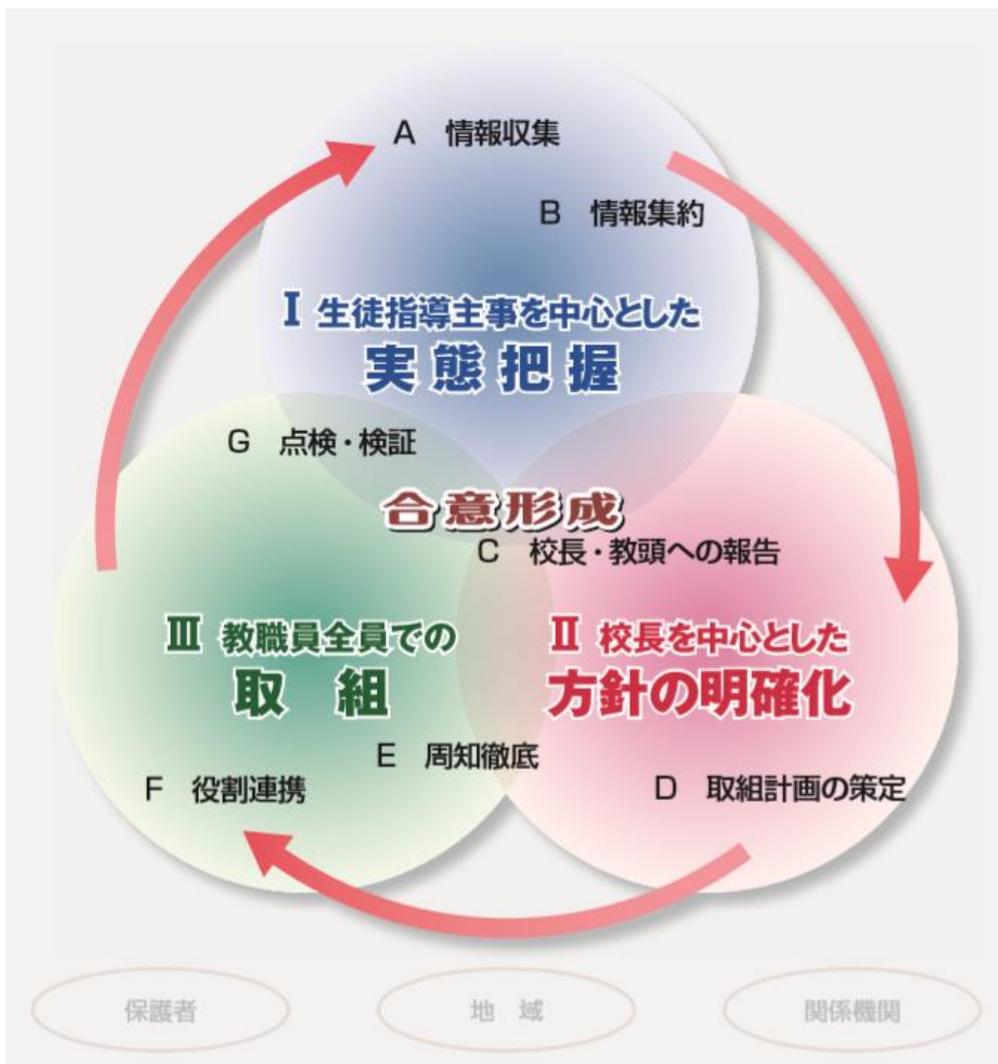


図 4-1 「生徒指導の実践・評価」(国立教育政策研究所,2010)

この図について、国立教育政策研究所は次のように解説している。

1.1 実態把握

生徒指導を組織的に進めていくために、学校では年度当初の教育目標を踏まえて、生徒指導の重点事項を明確にするとともに、その共通理解を図る必要がある。また、重点事項に即して一年間の指導を組織的に行うにあたっては、常に生徒の実態を把握する必要がある。その際、生徒指導主事を中心としつつ、全教職員で家庭や地域など、多方面から「A 情報収集」し、適切に「B 情報集約」することで実態を把握することが大切である。

こうした適切な実態把握が課題を明確にし、Ⅱの（校長を中心とした）方針の明確化へとつながる。

生徒指導主事は生徒指導を組織的に行う上で、情報（収集・集約、整理、発信）のキーパーソンであることを自覚し、校長・教頭及び教職員全員と連携して、実態把握を行うことが大切である。

1.2 校長を中心とした方針の明確化

組織の長である校長には、状況を正確に把握し、適切な判断によって方針を明確にすることが求められる。

そこで、生徒指導主事は、Ⅰの（生徒指導主事を中心とした）実態把握の過程で行った「A 情報収集」と「B 情報集約」で把握した状況とそれに基づいて明確にした課題をできる限り正確に校長・教頭へ提供する必要がある。つまり、生徒指導主事は、「C 校長・教頭への報告」に努めなければならない。

図では、「C 校長・教頭への報告」が3つの円に重なっているが、生徒指導主事は、あらゆる機会をとらえて、定期的に校長・教頭へ報告・連絡・相談することが大切である。

生徒指導主事は、校長が決定した指導・対応方針を、Ⅲの（教職員全員での）取組のなかで、実効性のあるものにするため、事前に具体的な「D 取組計画の策定」を行う必要がある。

なお、概念図では、「E 周知徹底」が2つの円に重なっているが、生徒指導主事は、「D 取組計画の策定」を進めつつ、できる限り早い段階から「E 周知徹底」のための検討も併せて行う必要があることを示している。

1.3 全教職員での取組

教職員間で合意形成を図って取り組むには、生徒指導主事は、Ⅱの（校長を中心とした）方針の明確化において、校長が決定した指導・対応方針の「E 周知徹底」を図ることが重要である。このことは、生徒指導を進めるにあたっての協力体制の確立と、教職員間の指導の「ぶれ」の回避につながる。

「E 周知徹底」を図った後は、教職員全員で取組を始める。生徒指導主事や一部の教職員のみで対応することなく、全教職員で取り組むには役割の分担が必要である。この分担された役割が有効に作用するように「F 役割連携」の意識を醸成することが大切である。このことは、組織を活性化する上で重要なことである。

より効果的な指導を行うためには、取組を定期的に「G 点検・検証」するなかで指導の改善を図ることも組織が活性化するためのポイントである。また、指導の効果を検証することは、より実効性のある指導・対応方法の修正にもつながる。

§ 2 生徒指導主事の校務分掌上位置づけと役割

校務分掌とは、学校教育の効果を上げるため、学校運営に必要な校務を校長が所属職員に学校全体を見通して分担し、処理していくことである。

法的には、学校教育法施行規則第 43 条において、次のように規定されている。

小学校においては、調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組みを整えるものとする。（中学校・高等学校は準用）

また、公立学校の場合は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 33 条に規定されている教育委員会の定める「管理運営規則」に基づき、所属職員に校務を分掌させることができるようになっていることが一般的である。

生徒指導主事の法的に、学校教育法施行規則に次のように規定されている。

第 70 条 中学校には、生徒指導主事を置くものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する生徒指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、生徒指導主事を置かないことができる。
- 3 生徒指導主事は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。

4 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

これらに基づいて、各学校はその学校の状況に応じて、図4-2のような校務分掌の組織を設定している。

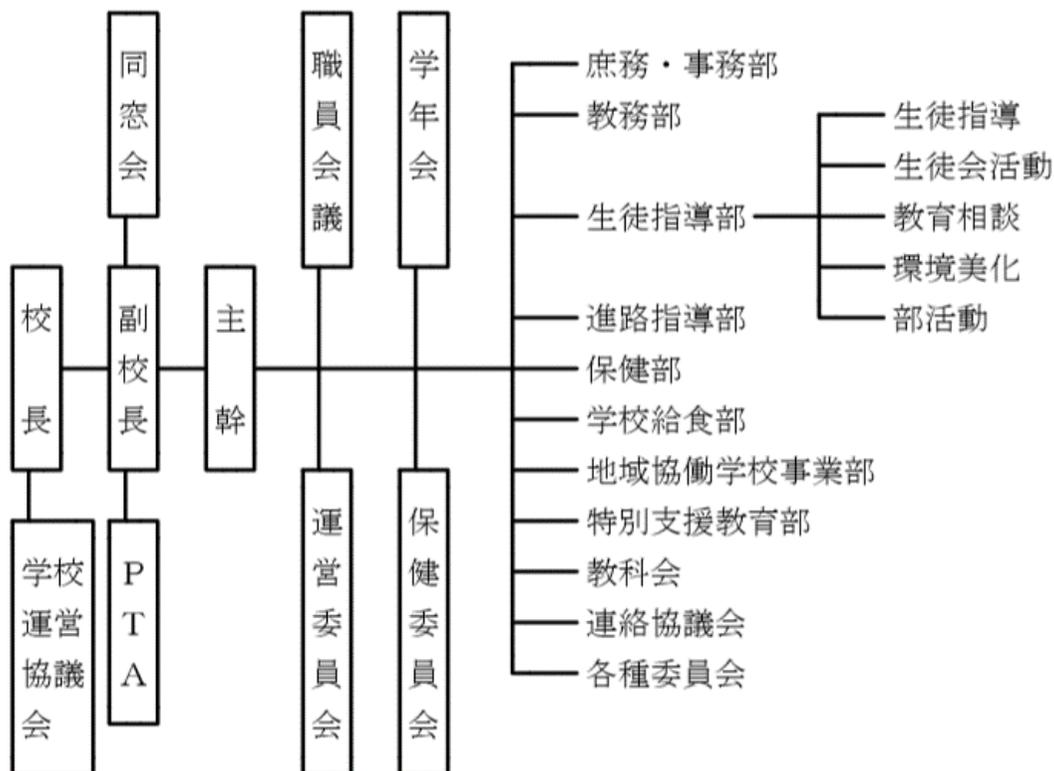


図4-2「校務分掌組織図例（中学校）」（文部科学省,2010）

こうした組織のなかで、生徒指導主事は主に次のような役割を担っている。

1 校務分掌上の生徒指導の組織の中心として位置付けられ、学校における生徒指導を組織的・計画的に運営していく責任を持つ。

また、生徒指導が学校の全ての教科等で行われることから、教科指導全般にわたるカリキュラム開発をリードし、推進していくことも重要な役割とされている。

2 生徒指導を計画的・継続的に推進するため、校務の連絡・調整を図る。

3 生徒指導に関する専門的事項の担当者になるとともに、生徒指導部の構成員や学級担任・ホームルーム担任その他の関係組織の教員に対して指導・助言を行う。

4 必要に応じて児童生徒や家庭、関係機関に働きかけ、問題解決に当たる。

こうした役割を確実に遂行していくために、生徒指導主事に求められる資質・能力を文部科学省は生徒指導提要のなかで次のように示している。

- 1 生徒指導の意義や課題を十分理解していて、他の教員や児童生徒から信頼されている。
- 2 学校教育全般を見通す視野や識見を持ち、生徒指導に必要な知識や技能を身に付けているとともに、向上を目指す努力と研鑽を怠らない。
- 3 生徒指導上必要な資料の提示や情報交換によって、全教員の意識を高め、共通理解を図り、全教員が意欲的な取組に向かうようにする指導性を持っている。
- 4 学校や地域の実態を把握し、それらを生かした指導計画を立てるとともに、創意・工夫に満ちたより優れた指導が展開できる。
- 5 変貌する社会の変化や児童生徒の揺れ動く心や心理を的確に把握し、それを具体的な指導の場で活かしていく態度を身に付けている。

生徒指導主事が校務分掌の組織のなかに適切に位置付けられ、機能していくことは生徒指導の充実に欠かせないものであるといえる。

§ 3 各学校種における生徒指導主事・生徒指導部の位置付け

3.1 小学校

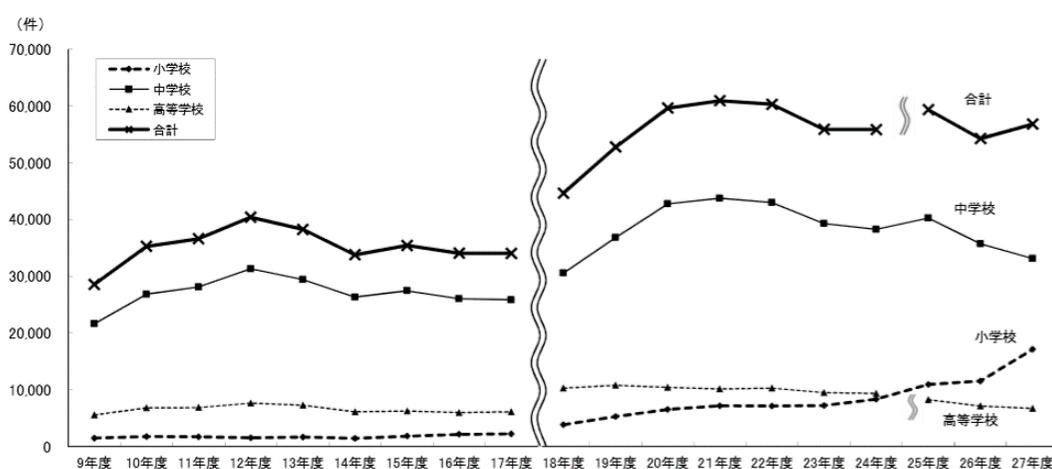


図 4-3 「暴力行為発生件数の推移」(文部科学省,2017)

図4-3からも分かるように、小学校においても近年、暴力行為、不登校、いじめといった問題行動が増えてきている状況があり、法的な定めはないが、校長の判断によって生徒指導主事（小学校では、中学校の生徒指導主事と区別するため「生徒指導主任」と呼ぶ学校もある。）を校務分掌の組織に位置付ける学校が増えてきている。

小学校では小規模校化が一層進み、各学年単学級で構成している学校も少なくない状況にある。したがって、学級が荒れ始め、指導が困難な状況となっても、学年が単学級の場合、学級担任一人では十分な対応ができずにいることも少なくなく、生徒指導主事の果たすべき役割が大きく、学級の問題を全体の問題としてとらえ、全校指導体制を構築するために中心的役割を担っている。

3.2 中学校・高等学校

中学生・高校生という時期は、青年前期に位置し、活発な精神活動と運動性に優れ人間的にも大きく成長する時期であると同時に、この時期に特有の悩みや心の揺れ、不安といった発達課題を抱えており、問題行動も多発する時期なのである。

したがって、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの全教育活動を通して、どのように生徒指導を進めるかというカリキュラムを教職員の総力を結集して開発しておく必要がある。そのためには、これまで以上に組織的な生徒指導の充実が求められる。

中学校や高等学校等では、各学年を構成する教員が数名から十数名と多く配置されているため、複数の教員による組織的な対応が行うことができるというメリットがあるが、生徒指導主事は、教科指導にあまり時数をかけ過ぎると、生徒指導主事本来の仕事がおろそかになる可能性がある。

生徒指導主事は、問題や課題の本質を見極め、全体を見通して業務を遂行できるような時間的・空間的な余裕を確保しておくことが大切であり、そのための人的支援も必要である。

3.3 特別支援学校

特別支援学校では、幼稚部、小学部、中学部、高等部が同じ敷地・建物の中にあるが、各部が別組織で運営されていることもある。そのため、生徒指導の面については、全体を統括する生徒指導主事の下に各部を代表する生徒指導担当教員を置き、組織的な生徒指導が展開できるようにしている学校が多いようである。

特別支援学校においても、小学校・中学校・高等学校と同様の教育課程を編成している。したがって、適切で効果的な校務分掌の組織を設定し、組織的な生徒指導を展

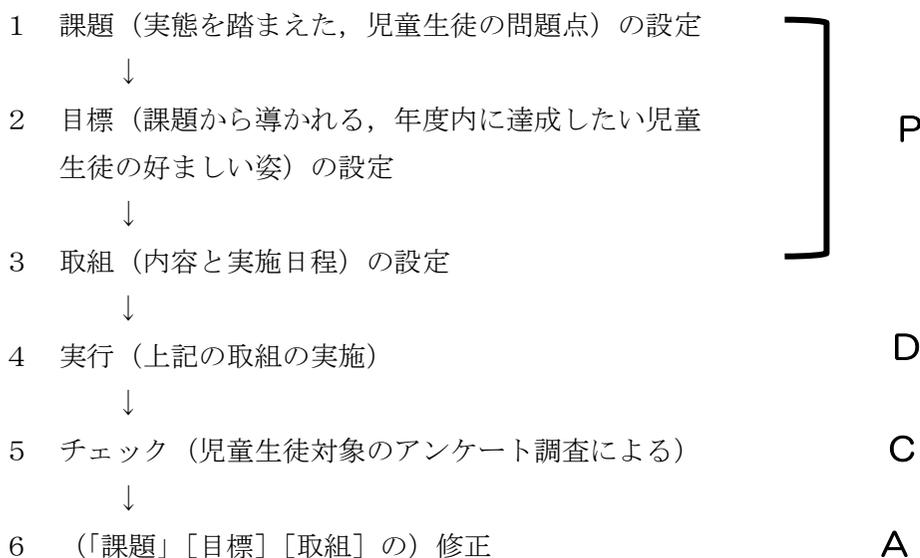
開していく必要があることを共通理解して取組を進めていくことが大切である。

§ 4 年間計画指導計画の作成

全教職員による生徒指導を推進していくために、年間計画指導計画の果たす役割を大きい。

年間指導計画は、各学校の創意工夫に基づいて作成されており、各学校の実態に怖じて、様々な項目で構成され、形式も学校ごとに異なっている。しかし、計画が確かな実践への抛り所として機能を果たすためには、どの学校の計画においても、実態を踏まえた「目標」、指導する「時期」と「内容」を的確に記す必要がある。また、立案の段階で、毎年十分な検討を重ねて改善を図っていくことも重要である。

作成の手順について、国立教育政策研究所(2015)は次のように提案している。



ここで、特に大切にしたいこととして、計画立案時には、客観的な事実に基づいた実態把握を行って「課題」を明確にすることである。次に、それを踏まえて、その課題に関して年度内に達成可能な「目標」を設定することである。さらに、その目標に見合った「取組」を設定することである。

こうした「計画（P=Plan）」立案のプロセスに全教職員が関わっていくことも重要である。年度始めに、担当者から年間計画指導計画が提示されても、その計画を教職

員が自分のこととして受けとめることは難しい。児童生徒の問題点や実態を共に検討し、課題を設定する方が全教職員のものとなりやすい。

次に、一定期間が経過後に、必ず児童生徒の変容を測る取組評価アンケート等によって教員の取組を「チェック」(＝「点検 (C=Check)」) することが必要である。その際にも、客観的な事実に基づいて評価するよう努めるとともに、一部の教員だけがその過程に関わるのではなく、全教職員が関わるができるような体制をつくっていくことが必要である。

【引用・参考文献】

- ・ 国立教育政策研究所(2010), 「生徒指導における役割連携の推進に向けて (中学校編)」, www.nier.go.jp/shido/centerhp/21kinou.cyugaku/pdf/zentai.pdf, (2017年12月取得).
- ・ 国立教育政策研究所(2015), 「生徒指導リーフ P D C Aの『P』は単なる計画か?」, www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf17.pdf, (2017年12月取得).
- ・ 坂本昇一(1999), 「生徒指導が機能する教科・体験・総合的学習」, 文教書院.
- ・ 文部科学省(2010), 「生徒指導提要」, 教育図書.
- ・ 文部科学省(2017), 「小学校学習指導要領」, http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm, (2017年11月取得).
- ・ 文部科学省(2017), 「平成27年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』」, http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/02/1382696.htm, (2017年12月取得).

第5章

教育相談の基本

§ 1 生徒指導と教育相談

中学校学習指導要領解説特別活動(2017)には、「学級は、学校における生徒指導を進めるための基礎的な場であり、そこでは、生徒の発達の段階に即して、基本的な生活習慣の確立に関わる日常的な指導とともに、学校生活への適応や豊かな人間関係の形成、学習への主体的な取組や進路の選択など、生徒が当面する諸課題への対応や健全な生活態度の育成に資する活動についての指導が意図的・計画的に行われる場でもある。さらに、道徳性の育成、心身の健康・安全や食に関する指導、教育相談などが積極的かつ計画的に行われることにより、学校の教育活動全体を通じて行われる生徒指導が深められる場であるといえる」と、生徒指導の充実に向けて、教育相談の必要性を述べている。(アンダーラインは筆者による。)

また、同解説は「学校生活への適応や人間関係の形成、進路の選択などについては、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリング(教育相談を含む。)の双方の趣旨を踏まえて指導を行うこと。特に入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望や目標をもって生活をできるよう工夫すること。あわせて、生徒の家庭との連絡を密にすること」と、ガイダンスとカウンセリング(教育相談を含む。)が両輪となって、生徒指導の充実を図る重要性を述べている。

生徒指導と教育相談の相違点について、生徒指導提要进行を参考に整理をすると、次のようになる。

○教育相談

主に個に焦点を当て、面接や演習を通して個の内面の変容を図ろうとするもの

○生徒指導

主に集団に焦点を当て、行事や特別活動などにおいて、集団としての成果や変容を目指し、結果として個の変容を図ろうとするもの

こうした整理に基づいて考えると、児童生徒の問題行動に対する指導や、学校・学級の集団全体の安全を守るために管理や指導を行う部分は生徒指導の領域といえるが、指導を受けた児童生徒にそのことを自分の課題として受け止めさせ、問題がどこにあるのか、今後どのように行動すべきかを主体的に考え、行動につなげるようにするには、教育相談における面接の技法や、発達心理学、臨床心理学の知見が、指導の

効果を高める上でも重要な役割を果たすことになる。

したがって、教育相談と生徒指導は重なるところも多くあり、教育相談は、生徒指導の一環として位置付けられるものであり、その中心的な役割を担うものといえる。

§ 2 学校における教育相談の特質

3.1 学校における教育相談の利点

学校における教育相談には、学校ならではの特質がある。

学校における教育相談の利点として、生徒指導提要は次のような点を挙げている。

1 早期発見・早期対応が可能となる

教員は日ごろから児童生徒と同じ場で生活しているため、児童生徒を観察し、家庭環境や成績など多くの情報を得ることができ、問題が大きくなる前にいち早く気付くことができることは、学校における教育相談の大きな利点である。

また、児童生徒や保護者が自発的に相談に来る前に、小さな兆候を捉えて対応することも学校における教育相談の利点といえる。

2 援助資源が豊富である

学校には、学級担任・ホームルーム担任を始め、教育相談担当教員、養護教諭、生徒指導主事、スクールカウンセラーなど様々な立場の教員がいる。校長、教頭は管理職ならではの指導・支援ができる。近年はスクールソーシャルワーカーといった外部人材（非常勤職員）も配置され始め、社会福祉的な視点からの見立てや支援も可能になってきている。

このように、学校には一人の児童生徒をめぐって様々な教員が多様なかかわりを持つことができ、特にその児童生徒の良いところを認め、励ますことによって児童生徒を支えていくことができることが特徴であり、このことは大きな利点といえる。

3 連携が取りやすい

学校には、2で述べたように様々な教員がおり、連携を図ることができる。また、外部との連携においても、学校という立場から連携が取りやすいことは利点として挙げることができる。

問題によっては、相談機関、医療機関、児童相談所等の福祉機関、警察等の刑事司法関係の機関などとの連携が必要となる困難な問題の解決に欠かすことができないため、学校は、これらの関係機関との日頃からの連携体制づくりを行っておくことが重

要となる。一方で、かかわる人が多くなると、情報の管理が難しくなるため、基本的には、その時かかわった関係者の中で必要な限度で情報を共有し、それ以外には洩らさないという秘密の保持、個人情報の保護などについての共通認識がもっておくことが必要となる。

現状では、学校と関係機関との間で必ずしも十分な連携が図られているとは言い難く、校内だけで対応しようし、問題の解決に至らないケースもみられる。特に、近年続発している児童虐待による死亡事例では、学校と関係機関との間の連携の不十分さのために、児童生徒が死に至ったというケースもみられる。

学校と関係機関が円滑に連携することができれば大きな力を発揮できる可能性がある一方で、その努力が足りずに児童生徒の命が失われるような事態をなくすためにも、関係機関との連携の在り方については、学校にとって大きな課題でもあるといえる。

§ 3 教育相談体制の構築

教育相談の機能が十分に発揮されるためには、その前提として教員が「子供と向き合う」時間を確保されることが挙げられる。しかしながら、教員の多忙化については様々な場で指摘されているところであり、早期の改善が求められるところである。

また、児童生徒の抱える問題が深刻化する傾向にあることを考えると、学校はこうした児童生徒の抱える問題を見過ごすことなく、できるだけ早期に発見し、問題が深刻化する前に適切な対応を行っていく必要がある。そのために、学校では教育相談を組織的に行っていく体制を構築していく必要がある。

代表的な相談形態	代表的な相談方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別相談 ・ グループ相談 ・ チーム相談 ・ 呼出し相談 ・ チャンス相談 ・ 定期相談 ・ 自発相談 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面接相談 ・ 電話相談 ・ 手紙相談 ・ F A X相談 ・ メール相談 など

表 5-1 「教育相談の形態と方法」(文部科学省, 2010)

【引用・参考文献】

- ・文部科学省(2010),「生徒指導提要」,教育図書.
- ・文部科学省(2017),「中学校学習指導要領解説総則編」,
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm, (2017年12月取得).
- ・文部科学省(2017),「中学校学習指導要領解説特別活動編」,
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm, (2017年12月取得).

第6章

生徒指導の進め方 I ～児童生徒全体への指導～

生徒指導を進めていくにあたっては、児童生徒全体への指導と、個別の課題を抱える児童生徒の指導に大別される。これらは別々に行われるものではないが、本章では主に児童生徒全体への指導について、第7章では個別の課題を抱える児童生徒の指導について述べることとする。

§ 1 チームによる支援

1.1 チームによる支援とは

児童生徒全体への指導を行うことは、児童生徒の成長を促し、自己指導能力を高めることにつながる。これによって、個別の課題を未然に防止したり、深刻な状況になることを避けたりすることが期待できる。

複雑化・多様化する児童生徒の問題行動等を解決するためには、学級担任・ホームルーム担任が一人で問題を抱え込むのではなく、第4章でも述べたとおり管理職、生徒指導主事（主任）、教育相談担当、学年主任、養護教諭など校内の教職員や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部の専門家等を活用して学校として組織的に対応することが重要となる。

こうした組織的対応の有効な方法の一つとして、チームによる支援がある。問題行動については、チームによる組織的対応によって、早期の解決を図り、再発防止を徹底することが重要である。

チームによる支援とは、問題を抱える個々の児童生徒について、校内の複数の教職員やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどがチームを編成して児童生徒を指導・援助し、また、家庭への支援も行い問題解決を行うものである。

チームによる支援を行うためには、教職員間で指導の在り方について共通理解を持つとともに、チームとして協働して解決に取り組もうとする教職員の意識が重要である。さらに、第4章で述べたとおり、校務分掌の明確化や全校指導体制の確立、校内研修の実施等が必要となる。

チームによる支援には、次のような型がある。

- 1 校内の複数の教職員が連携して援助チームを編成して問題解決を行う校内連携型
- 2 学校と教育委員会、関係機関等が、それぞれの権限や専門性を生かしたネットワーク型
- 3 自殺、殺人、性被害、深刻な児童虐待、薬物乱用など、学校や地域に重大な混乱を生じる事態に対して、緊急対応を行う緊急支援（危機対応）型

1.2 チームによる支援の進め方

生徒指導提要では、チームによる支援のプロセスを図6-1のとおり示している。

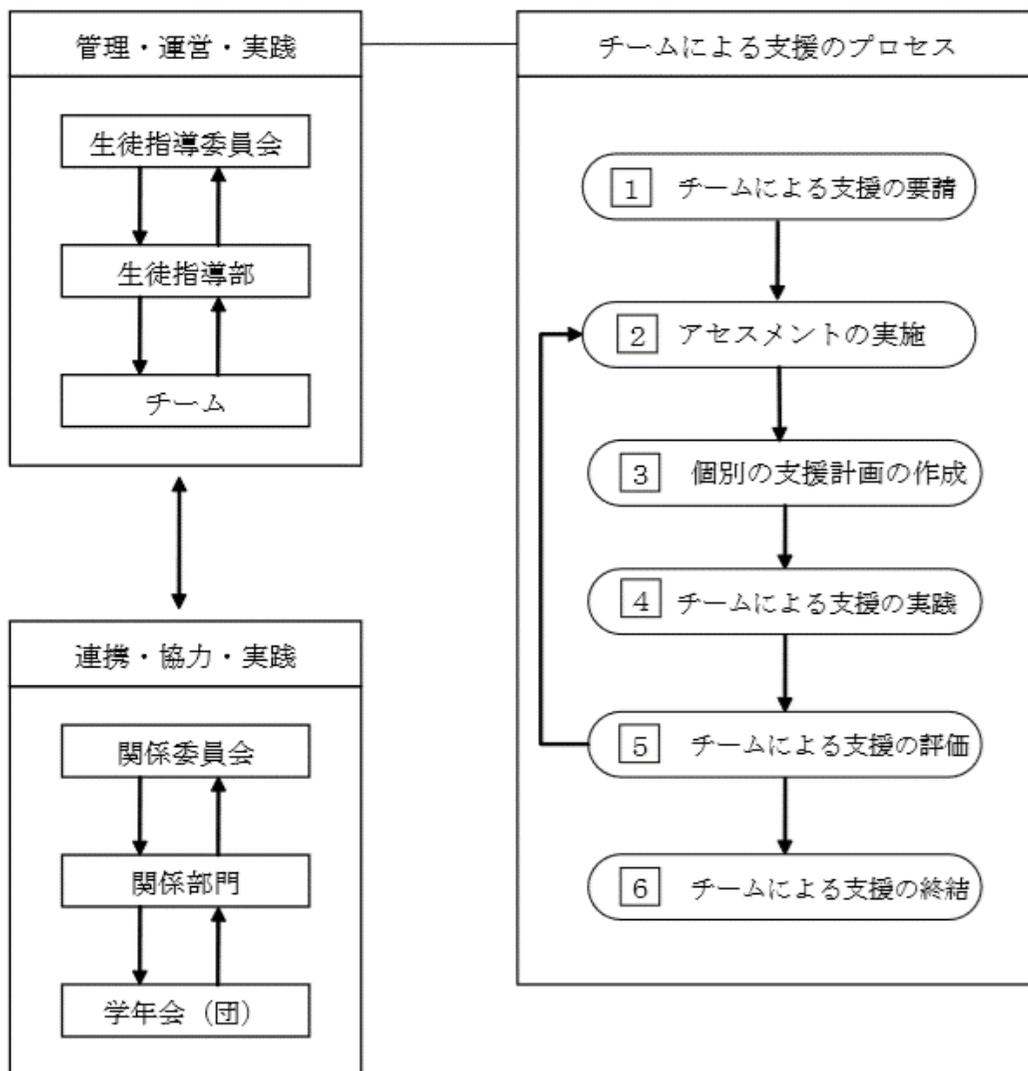


図6-1「チームによる支援のプロセス」(文部科学省,2010)

それぞれのプロセスは、次のようになっている。

1 チームによる支援の要請

深刻な問題行動や特別な支援を要する児童生徒の問題解決について、担任や保護者等から相談や要望があった場合、校内委員会でチームによる支援が必要かどうかを検討する。

② アセスメントの実施

関係する複数の教職員等が参加して、ケース会議を開催する。そこでは、当該児童生徒に関する情報収集・分析を行い、支援の暫定的な目標や方法を検討する。これによって、暫定的ではあるが、児童生徒のつまずきの原因や背景、悩みや不安、問題の所在や程度等について明らかにする。

③ 個別の支援計画の作成

アセスメントに基づいて、問題解決のための具体的な個別の支援計画を作成する。具体的には、「何を目標に（長期目標と短期目標）、誰が（支援担当者や支援機関）、どこで（支援場所）、どのような支援を（支援内容や方法）、いつまで行うか（支援期間）」を記載した個別の支援計画を作成するとともに、支援目標を達成するためのチームを編成する。個別の支援計画については、関係する部、学年にも周知し、共通理解を図り、協力体制をつくっておく。

④ チームによる支援の実践

個別の支援計画に基づいてチームによる援助・支援を実施する。チームによる支援の実施段階では、生徒指導主事（主任）がコーディネーターとなって、定期的にケース会議を開催する。

ケース会議では、メンバーの支援行為、児童生徒や保護者の反応・変化についての経過を報告し、目標達成の状況を把握する。また、この会議では、特に、援助・支援を継続・発展させていくか、廃止・改善するかについても検討する。

⑤ チームによる支援の評価

個別の支援計画で設定した長期的、短期的な支援目標の達成状況について学期末や学年末に総括的評価を行う。その結果、目標達成に困難が予想される場合は、再度アセスメントを行う等して、個別の支援計画を改善し、チームによる支援の在り方を見直す。

⑥ チームによる支援の終結

個別の支援計画の目標が達成されたと判断された場合は、チーム支援を終結する。チームによる支援は、終結に至るまでこうしたプロセスを繰り返し行っていくことになる。

1.3 チームによる支援の事例

1 学校の状況

児童数約1,200名の小学校である。市の中心部に位置し、学区内には新たに住宅地として開発された地域も多く、住民の間では多様な価値観が見受けられる。児童は明

るく素直で、指示されたことはきちんと行うが、基本的な生活習慣が身に付いている児童と身に付いていない児童の二極化傾向が見られる。

2 取組内容

保護者との連携を図った教職員のチームによる支援体制や教育相談体制を整備し、児童の不登校や問題行動の未然防止に努めている。次の4つの視点で学校全体の指導計画を作成し、実践している。

(1) 不登校未然防止への組織的な対応

①アセスメント（見極め）個票やチェックリストを作成し、生徒指導部会や保護者も参加するチーム援助会議で活用する。

②年度間の欠席日数が3日に達した児童については、家庭訪問して児童の状況を把握し、必要に応じてチーム支援を開始する。

(2) 教育相談の充実

①家庭訪問，地区懇談会，学級担任による保護者懇談を実施する。（6月，夏休み，10月，他随時）

②相談カードを各家庭に年間3枚ずつ配布し，随時学級担任と懇談する。

③子育ておしゃべり会（保健室，毎週水曜日午後4時から）を開催し，子育て支援を行う。

④学校公開日や授業参観日に，希望する保護者は，校長室で校長と個人面談を行う。

(3) 自己理解を深める指導

①授業アンケート，生活アンケート，いじめアンケート等を，児童が自己の生活を振り返る機会として活用する。

②「あいさつ」「飛び出し防止」「返事」「靴のかかと」「安全帽子の着脱」「店での買い物」等を，児童が「学校の約束」として守るよう指導する。

(4) 人間関係づくりの力の育成

縦割り班活動，愛校作業，わいわいランチ，なかよし遊び，ロング昼休み（35分間），わくわくスクール（土曜日に保護者・地域住民を講師に招き，体験活動），人間関係づくりのスキルトレーニング，構成的グループ・エンカウンター等

3 取組の成果

(1) 「欠席3日で家庭訪問」と「チーム支援」を徹底し，欠席が続きそうになった児童を学級担任一人で抱え込むことなく，学校組織として取り組み，3年間連続不登校児童数ゼロである。

(2) アセスメント個票により，学級担任や支援担当者が替わっても，支援の経緯を共

有し、継続した支援を行うことができる。

(3) 「子育ておしゃべり会」で、児童についての情報交換、子育ての悩みについての話し合いなどが、不登校や問題行動についての保護者の不安の緩和に役立っている。

(4) 自己理解を深める指導や人間関係づくりの力の育成により、いじめ、暴力行為などの問題行動も見られなくなった。

4 課題と対応

(1) 教育相談に消極的な保護者と学校が連携を図る工夫が必要である。

(2) 教職員数が多いので、学校の取組について継続的に共通理解を図る必要がある。

この事例から学ぶこととして、次のような点が挙げられる。

- ・生徒指導体制を確立し、児童の実態や課題を全教職員が共通理解した方針のもとで具体的に行動している。
- ・「欠席3日で家庭訪問」など、具体的な指導基準を決め、教職員各自の判断による取組の遅れを防いでいる。
- ・アセスメント個表を活用して、不登校を未然に防いでいる。
- ・自己理解を深める指導や人間関係づくりの力の育成に向けた取組が、不登校や問題行動の未然防止につながっている。

§ 2 生徒指導における教職員の役割

教育活動を通じて、生きる力を育むとともに、児童生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるようにする責務を、教職員一人一人が負っている。

こうした責務を果たすため、生徒指導の観点では、当然ながら、学級担任・ホームルーム担任が担当する児童生徒の指導についての一義的な責任を負うこととなる。また、学年主任は当該学年、生徒指導主事や管理職は学校全体の生徒指導上の責任を有している。

また、担任の教員でない場合や、担当する学級・ホームルーム以外の児童生徒である場合においても、それぞれの立場から児童生徒理解を進め、情報交換を通じて教職員間で共有し、組織的に対応することが重要である。特に、いじめ等の問題行動の兆候は学級担任・ホームルーム担任の目の届かないところでみられることが少なくなく、そうした兆候をみつけた場合は、その児童生徒の学級担任・ホームルーム担任や生徒指導主事（主任）等はその情報を伝えるなどして、学校の一員として、生徒指導

の組織的対応に参画する必要がある。

学級担任・ホームルーム担任、学年主任、生徒指導主事（主任）、養護教諭、管理職といった立場ごとに役割分担はあるが、「自校の児童生徒は全教職員でかわり、指導を行っていく」という意識を持って生徒指導を行うことによって、学校の生徒指導体制がより一層機能し、生徒指導が充実していくことになる。

§ 3 学級担任・ホームルーム担任の指導

3.1 生徒指導における学級担任・ホームルーム担任の立場

学級担任・ホームルーム担任の教員は、学級・ホームルームに所属する児童生徒と接する機会に恵まれ、児童生徒の個性や家庭事情、学級・ホームルームや学校における人間関係など多くの情報を持っていると言える。

また、学級担任・ホームルーム担任は、学級・ホームルームに所属する児童生徒の様々な指導に当たるため、児童生徒の日常の姿や学校生活の状況をもよく把握していると考えられる。特に、小学校では、一般的に学級担任が教科も担当するため、児童の学校生活のあらゆる面にわたって触れ合い、児童を多面的に理解できる立場にあるといえる。

3.2 生徒指導の基板としての学級経営・ホームルーム経営

学級経営・ホームルーム経営とは、学校教育目標等を踏まえ学級担任・ホームルーム担任が示した学校経営の方針のもと、学級・ホームルームを単位として展開される様々な教育活動の成果が上がるよう諸条件を整備し運営していくことである。

児童生徒は、主に学級・ホームルームを活動の基盤としながら、各教科等や各種の自発的、自治的な活動や学校行事などを通して成長し発達していく。また、教育課程上の学習活動だけでなく、給食、掃除、休憩時間等の各種の活動や生活場面においても成長し発達していく。

したがって、学級経営・ホームルーム経営を生徒指導の観点からみると、学級経営・ホームルーム経営の具体的な仕事として生徒指導が行われていると考えることができる。つまり、生徒指導が学級経営・ホームルーム経営の重要な内容を構成していると考えられる。

なお、学級経営・ホームルーム経営を進めるに当たっては、「環境が人をつくる」とも言われることから、清潔で潤いのある空間としての教室環境、全ての児童生徒に

配慮された教室環境、活動のあしあとが見える教室環境を整えていく工夫も重要なことである。

教室がどのように整備されているかによって、そこで学習し生活する児童生徒の情緒の安定の状況も変わってくる。そうした意味で、教室環境の整備は、学級経営・ホームルーム経営の重要な仕事の一つとして考えることができる。



図 6-2 「全ての児童生徒に配慮された教室環境」(国立教育政策研究所,2015)

3.3 学級担任・ホームルーム担任が行う生徒指導の基本

先にも述べたように、学級担任・ホームルーム担任の教員は、児童生徒の学校生活の全体にかかわることが多いことから、児童生徒に対する生徒指導の機会は極めて多いと言える。例えば、小学校の場合、児童の自分勝手な行動や、ちょっとした理由による友達との衝突は珍しくない。中学校・高等学校段階では、校則に公然と違反する行動や、他者に迷惑をかけるような言動が見られる場合もある。

学校においては、日常の小さな問題行動からしっかりと注意するなど、その行為の意味やそれがもたらす結果や責任などを「納得して変えていく」指導が重要である。そのためには、「社会で許されない行為は、子供でも許されない」といった学校全体の生徒指導の基本方針のもと、学級・ホームルームにおいても児童生徒の発達の段階を踏まえて生徒指導の方針を明確に示し、児童生徒や保護者に対して「社会の一員」としての責任と義務の大切さを伝えていくことが必要である。

当然、そうした指導の基盤には、児童生徒一人ひとりに対する温かな態度や教育的

愛情を前提となる。つまり、「毅然とした生徒指導」とは、教員の高圧的で、一方的な指導のことをいうのではなく、学校生活に起こる様々な問題について、その行為の過ちや責任をしっかりと納得させ、健全な成長が図られるよう温かく、そして繰り返し繰り返し粘り強く指導していくことである。

【引用・参考文献】

- ・小泉令三編著(2012),『よくわかる生徒指導・キャリア教育』,ミネルヴァ書房.
- ・国立教育政策研究所(2008),『生徒指導資料第3集 規範意識をはぐくむ生徒指導体制 一小学校・中学校・高等学校の実践事例 22 から学ぶ一』,
www.nier.go.jp/shido/centerhp/3.../200803-3shu.pdf, (2017年12月取得).
- ・国立教育政策研究所(2015),「生徒指導リーフ 発達障害と生徒指導」,
www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf17.pdf, (2017年12月取得).
- ・坂本昇一(1999),「生徒指導が機能する教科・体験・総合的学習」,文教書院.
- ・文部科学省(2010),「生徒指導提要」,教育図書.

第7章

生徒指導の進め方Ⅱ

～個別の課題を抱える児童生徒への指導～

§ 1 問題行動の早期発見

1.1 問題行動とは

問題行動というと、学習意欲が低く、授業中に他の児童生徒に迷惑をかけたり、飲酒や喫煙を繰り返したり、学校に登校せず、夜間に徘徊したりするといった行動を思い浮かべるであろう。しかし、学業成績もおおむね良好で、他の児童生徒に乱暴をしたり、迷惑をかけたりすることはないが、他の児童生徒と良好な人間関係を築いていくことが難しいといった児童生徒は、将来社会的に自立していくことができるかどうかと言われれば、心配な児童生徒である。自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障害のある児童生徒は、こだわりが強すぎたり、他人に対する配慮が欠けたりすることから、集団になじめないことがある。こうした児童生徒の将来を考えたとき、特段の配慮が必要であるといえよう。

このように、問題行動を捉える視点は、はじめに述べたものだけでは狭いといえる。そこで、問題行動を捉える視点を、生徒指導提要进行を参考にまとめると、次のようになる。

1 すべての児童生徒が問題行動の要因を内包している可能性がある。

子供から大人になる段階での問題行動ととらえ、一過性の逸脱行為、社会的に自立していくための試行錯誤と考えることが大切である。特に、心身の変動の激しい思春期は、好ましくない社会的な影響を受けやすく、いつ誰もが問題行動を起こす可能性があると考えられる。

2 問題行動を起こす児童は、小学校で問題行動の予兆がある。

中学校や高等学校で問題行動の原因を振り返ってみると、小学校段階でその予兆がある場合が少なくない。喫煙、飲酒、万引き、暴力行為などは、図7-1からも分かるように小学校高学年から始まっている場合も見られる。

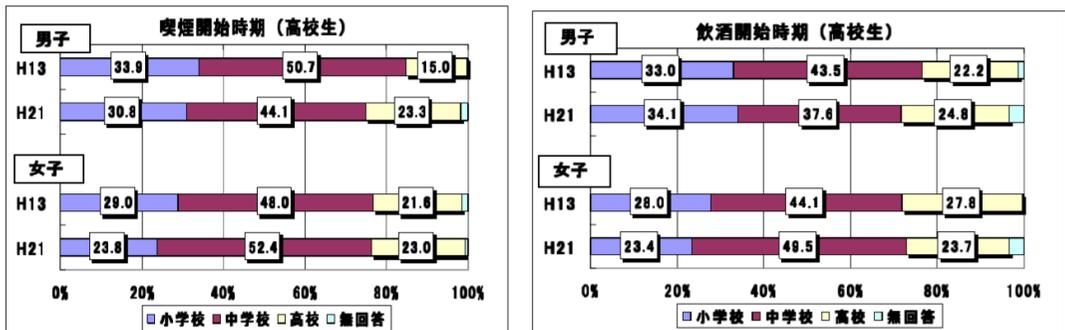


図7-1「あなたがたばこを吸った（飲酒をした）のはいつでしたか」（神奈川県教育委員会,2011）

したがって、教員は、個人情報に留意して、幼稚園・保育所・小学校・中学校・高等学校間の連携を行うことが必要である。特に、小学校では、各学校で必ず生徒指導担当者を置き、学校体制として生徒指導を進めていくことが大切である。

3 生徒指導は、全ての児童生徒の成長を促すための積極的な指導である。

発生した問題行動に対応するといった消極的な指導だけではなく、学校生活を意義深く過ごすことができ、その中で、それぞれの教員が児童生徒の人間性を信じ、児童生徒が本来持つ将来の可能性、潜在能力を正しく生かしていくよう心がけ、自己指導能力の育成を図っていくという積極的な指導を行っていく。

4 発達障害の特性が、直接の要因として問題行動につながることはない。

生徒指導提要では「LD, ADHD, 高機能自閉症等の発達障害の特性が、直接の要因として問題行動につながることはありません」と述べている。

ただし、発達障害の特性により生じる学力や対人関係の問題に対して、周りがそれと気づかずに、やる気の問題や努力不足という見方で無理強いをしたり、注意や叱責が繰り返されたりすると、失敗やつまずきの経験だけが積み重なる。こうしたことがきっかけとなり、ストレスや不安感の高まり、自信や意欲の喪失、自己評価、自尊感情の低下を招き、さらなる適応困難、不登校や引きこもり、反社会的行動等、二次的な問題としての問題行動が生じることがあるため、指導にあたっては、特に留意したい。

1.2 問題行動の予兆（サイン）

問題行動につながる予兆（サイン）として、表7-1のようなものがあります。このような児童生徒の発するサインはあくまで目安であり、このことをもって直ちに問題行動の前兆であると判断して指導することは難しい場合もある。

しかし、これらの予兆（サイン）は問題行動の前兆であるかも知れず、教員が当該児童生徒の理解を進め、指導の必要性があるとの意識を持って、教職員が注意深く児童生徒を観察し、働きかけを行うことによって、問題行動を未然に防ぐことができるようになる。

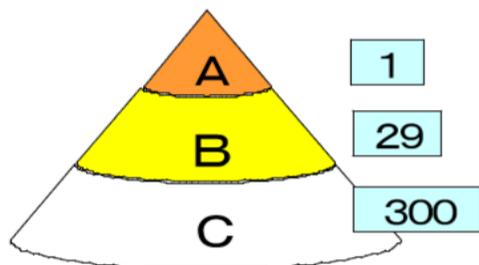


図7-2「ハインリッヒの法則」

前頁の図7-2は、「1つの重大事故の背景には29の軽微な事故があり、そのまた背景には300の以上が存在する」というハインリッヒの法則を表したものである。この法則に則つとると、表面化した問題行動の背景には、29の小さなトラブル等があり、さらにその背景には300以上の「ちょっと気になること」があると考えられる。この「ちょっと気になること」がいわゆる予兆（サイン）であり、これを見逃さないようにするためには、学校全体で組織的に対応することが大切であり、学級・ホームルーム担任が一人で問題を抱え込んでいては根本的な解決はできない。

服装など	<ul style="list-style-type: none"> ・髪型、服装などに気を配り、特異が目立つようになる。 ・学校のきまりを守らなくても平気になる。
言葉遣い	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や教員の指導に対して、言い逃れ、うそ、反抗、無視がみられるようになる。 ・投げやりで乱暴になる。 ・下品な言葉や児童生徒が通常使わない言葉を使うようになる。
友人関係 人間関係	<ul style="list-style-type: none"> ・急に人間関係が変わり、孤立する。 ・遊び仲間との時間が多くなり、頻繁に連絡する。 ・性に関する関心が強くなり、異性に対してことさら目立つ言動をする。
学級・ホーム ルーム・授業 中などの態度	<ul style="list-style-type: none"> ・無断欠席、遅刻、早退が多くなる。 ・夜遊びや深夜のテレビ・ゲームなどで、授業中に居眠りが多くなる。 ・勝手に違う席に座っている。 ・教員の指示に従わず、私語を繰り返す。 ・携帯電話が鳴り、急いで教室を出る場合がある。 ・顔色が悪く元気がなく、無力感が感じられる。また、目線が一定でなく常に他人を気にしている。 ・学級での役割を平気でさぼる。 ・学校行事に参加しない。
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ・タバコを持っている。 ・教科書を持たずにいても平気である。 ・漫画、化粧品を学校に持ってくる。 ・菓子などを教室などで食べている。 ・高額なお金を持っている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・金遣いが荒くなり，他人に食べ物などをおごったり，逆におごられたりする場面が多くなる。
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・食欲がないと言って朝食をとらずに学校に来る。 ・夜間外出が多くなる。帰宅時間が遅くなる。 ・顔や体に傷やあざができています。

表 7-1 「問題行動につながる兆候（サイン）」（文部科学省, 2010）

近年，大きな課題となっているいじめについて，東京都(2017)は次のようなチャックリスト作成を達成し，早期発見・早期対応に努めている。

1 表情・態度

- 笑顔が無く沈んでいる。
- 視線をそらし，合わそうとしない。
- 表情がさえず，ふさぎ込んで元気がない。
- 感情の起伏が激しい。
- ぼんやりとしていることが多い。
- わざとらしくはしゃいでいる。
- いつも一人ぼっちである。
- 周りの様子を気にし，おずおずとしている。

2 身体・服装

- 体に原因が不明の傷などがある。
- 顔色が悪く，活気がない。
- 寝不足等で顔がむくんでいる。
- けがの原因を曖昧にする。
- シャツやズボンが汚れたり，破けたりしている。
- 登校時に，体の不調を訴える。
- 服に靴の跡が付いている。
- ボタンが取れていたり，ポケットが破けたりしている。

3 持ち物・金銭

- かばんや筆箱等が隠される。
- ノートや教科書に落書きがある。
- 机や椅子が傷付けられたり，落書きされていたりする。
- 靴や上履きが隠されたり，いたずらされたりする。
- 作品や掲示物にいたずらされる。
- 必要以上のお金を持っている。

4 言葉・行動

- 他の子供から言葉掛けを全くされていない。
- 登校を渋ったり，忘れ物が急に多くなったりする。

- 職員室や保健室の付近でうろうろしている。
- すぐに保健室に行きたがる。 家から金品を持ち出す。
- いつもぼつんと一人でいたり、泣いていたりする。
- 教室にいつも遅れて入ってくる。 いつも人の嫌がる仕事をしている。
- 不安げに携帯電話をいじったり、メールの着信や掲示板をチェックしたりしている。

5 遊び・友人関係

- いつも遊びの中に入れない。 笑われたり冷やかされたりする。
- 特定のグループと常に行動を共にする。 よくけんかが起こる。
- 友達から不快に思う呼び方をされている。
- グループで行う作業の仲間に入れてもらえない。
- 遊びの中で常に嫌な役割を担わされている。
- 付き合う友達が急に変わり、教師が友達のことを聞くと嫌がる。
- 他の人の持ち物を持たせられたり、使い走りをさせられたりする。

6 教師との関係

- 教師と視線を合わせなくなる。
- 教師との会話を避けるようになる。
- 教師と関わろうとしない、避けようとする。

1.3 問題行動の早期発見の方法

問題行動の早期発見の方法としては、第3章でも述べた観察法、面接法、質問紙調査法、教職員からの情報収集、保護者からの情報収集の他にも、学校種間・学校間の情報交換、関係機関・地域とのネットワークでの情報交換等が考えられる。

ここでは、それぞれについて留意すべき事項について述べていく。

1 観察法

毎日見ている児童生徒の場合「あの児童生徒ならこんな問題行動をしかねない」、といった先入観や思いこみによって児童生徒をみてしまうことあるであろう。また、担任や当該部活動の顧問の教員は、とかく自分の担任するあるいは所属する児童生徒を好意的に見てしまう傾向があることに留意する必要がある。

学校の中でも、時間（授業中、昼食時、放課後等）や場所（教室、廊下、グラウンド等）によって、同じ児童生徒が異なる表情・態度などを見せる場合もある。児童生

徒は日々成長しており、ある出来事をきっかけにしてこれまでとは数段違って成長する場合もある。客観的な観察を心がけるとともに、複数の教員で観察を行う必要がある。

2 面接法

集団面接によって、集団の力を活用していく方法や、教科担任、部活動顧問などによる面接も有効であるといわれる。多様な方法から児童生徒や問題の状況に応じた方法を選択することが必要である。

3 質問紙調査法

アンケート調査等の結果を蓄積しておくことが大切なことである。そうすることによって、以前の調査と比較検討することが可能となり、生活実態が明らかにされ児童生徒の変化に気付いたり、学校での取組の計画、実行、評価、改善を図ったりすることができる。

4 教職員からの情報収集

一人の教員だけでは児童生徒理解に限界があるため、教科担任、部活動顧問など関係のある教員との情報交換は大変有効である。多面的に児童生徒を見るため、組織的に取り組むことが重要である。

5 保護者からの情報収集

学校で見せる顔と、家庭や地域で見せる顔が全く違っている児童生徒がおり、児童生徒を理解するためには、保護者からの情報は貴重なものである。学校と保護者が同じ方向を向くこと、話せば分かるといった考えでねばり強く学校の方針を説明することが重要である。

なお、家庭訪問は、時間、場所、内容などについて十分に保護者の了解の下で行わなければなりません。

6 学校種間・学校間の情報交換

近年は問題行動が低年齢化、集団化し、小学校から喫煙や万引き、暴力を繰り返している児童生徒が見られる。§ 1でも述べたように、中学校や高等学校における問題行動の初発の行動が小学校や中学校の時代に既に起きている場合や、継続して問題行動が起きている場合がある。

年度初めの情報交換を始めとして、地区、中学校区で定期的に情報交換する等、幼稚園・小学校・中学校・高等学校など学校の緊密な連携を図っていくことが大切である。

その際、教員が予断と偏見で児童生徒をみないことや、個人情報の扱いには十分留意しなければならない。

7 関係機関・地域とのネットワークでの情報交換

問題行動は、校内だけではなく校外でも問題行動が多く起こっているため、こうした場合、学校だけで適切な対応を考えることは極めて難しい状況にある。

したがって、学校は、警察などの関係機関や地域社会と連携しておく必要があります。関係機関や地域社会は 学校とは違った機能を持っており、それぞれがその機能を果たしながら、より効果的な指導、問題行動の未然防止を図るようにしていくことが求められている。

§ 2 問題行動を起こした児童生徒への効果的な指導

いじめ、暴力行為等の問題行動は、いついかなる時に発生するかを予測することは極めて難しい。したがって、学校は問題行動の発生をどう防ぐか、問題行動が発生した際にどう対応するか、被害を最小限に食い止めるためにどうするか等、組織的な対応ができるよう体制を整えておく必要がある。

問題行動が発生した際の児童生徒への指導について、大切にしたいことは次の4点である。

2.1 問題行動の迅速な事実確認

問題行動が起きた場合は、まず迅速で正確な事実確認を行うことが重要である。

問題行動の事実を正確に把握し、その背景を明らかにするとともに、教員間の十分な共通理解を図った上で、校内での指導、家庭への支援・措置、関係機関との連携などの措置を講じなければならない。

事実確認を行う際には、いつ、どこで、だれが、何を、どの程度聴き取るのか、また、保護者との連携などについてはどのように行うのかなど具体的に決めておくことが大切である。その際、児童生徒のプライバシーには十分留意するとともに、児童生徒の発達の段階に応じた事実確認を行うことが大切である。

また、集団での児童生徒による問題行動や深刻ないじめが起こっている場合、校外の非行少年や暴力団との関係がある場合、マスコミ報道がなされた場合などにおいては、迅速に警察など関係機関との連携を行うことが重要である。また、こうした重大な事案の場合は、既存の生徒指導部の対応に加えて緊急に「プロジェクトチーム」をつくり、迅速に、組織的に対応していかなければならない。さらに、このような重要な事案や学校だけで解決困難な事案が生じた場合などにおいては、教育委員会に迅速に報告し、ともに対応方針を検討するなど、教育委員会と連携した対応が必要とな

ってくる。

こうした動きを表したのが、図7-3である。

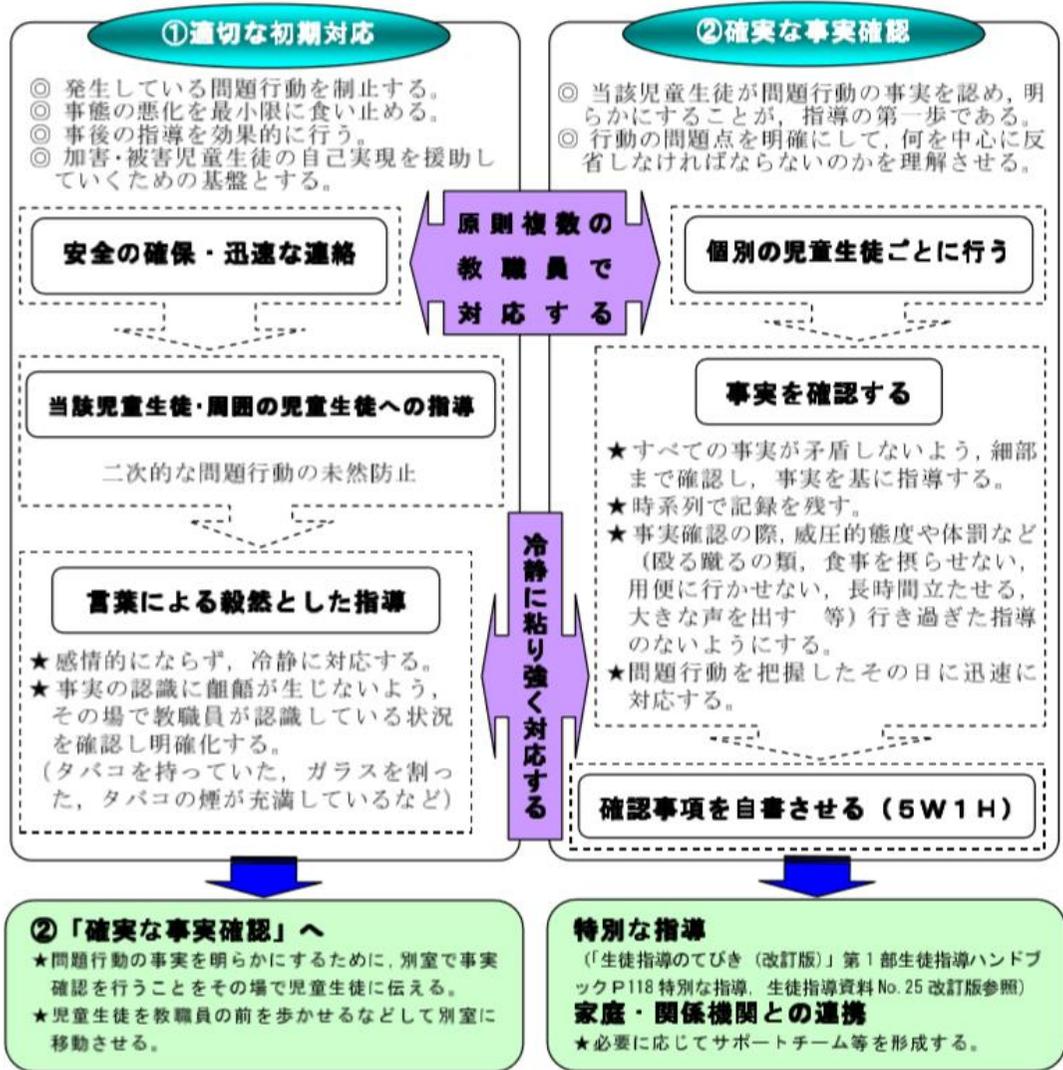


図7-3「問題行動発生時の危機管理体制」(広島県教育委員会,2017)

また、「プロジェクトチーム」のメンバー、機能、対応について、生徒指導提要は次のように例示している。

メンバー：校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、担任、当該児童生徒の教科担任、養護教諭、部活動顧問

機能：○事情聴取・整理・分析・まとめ

○対策(緊急対策・根本的対策)

- 教員の意味形成・調整
- 対 応：○事実関係の把握，当該児童生徒への対応機能
- 教員共通意味形成機能（緊急会議で説明，方針など）
- 児童生徒への対応機能（全校集会，教育相談など）
- 保護者対応（保護者会）
- 関係機関との連携（警察，病院など）
- 校長は，教育委員会に報告・協議，マスコミ対応を行う。

2.2 問題行動の原因の分析と個々の児童生徒に応じた指導方針の確立

問題行動の原因や背景を分析して計画を立て，組織的に指導を行う。また，一定の指導が終了した時点で評価し再度修正し改善していくことによって，より効果的な指導ができるようになる。

指導については，当該児童生徒の発達の段階，健康状態，人間関係などの状況を踏まえて指導する担当者，場所，時間，内容を決めておく。特に，学級担任・ホームルーム担任が一人で抱え込む指導とならないよう，他の学級担任・ホームルーム担任，学年主任，生徒指導主事，カウンセラーなど，多くの教員，関係者の協力を得て指導を進めていくようにする。

2.3 希望を持たせる指導

教員は，共感的な態度で児童生徒への指導を行い，児童生徒が，自分を理解してくれる，存在を認めてくれるなど自己存在感を持つよう指導しなければならない。

例えば，学習の遅れによって，将来の希望が持てない，自分自身を肯定的にとらえることができずに，なげやりな態度になったり，教員に反抗的になったりしている場合，つまずいたところから学習を始める，資格を取得するなどの教科指導を行うことは大切なことである。教科指導において不適応の児童生徒を見逃さないことは，問題行動の予防になる。教員と児童生徒の心の通った学習の場をつくり出すことから指導は始まる。

また，学級・ホームルームから疎外され孤立している，自ら集団を避けているなど，学級・ホームルームで所属感が持てない，自己存在感が実感できない状況になっている場合，学級活動・ホームルーム活動，学校行事などで活躍する場を設け，その力を発揮させることで，他の児童生徒の承認が得られ，本人が自信を持つようになることが期待される。

2.4 保護者への説明と適正な手続

問題行動の指導にあたっては、保護者に対して、問題行動の事実関係、問題行動に至った経過、背景、問題行動に対する特別な指導内容などについて十分に説明し、理解を求めておくことが大切である。

その際、教員が一方的に話をするのではなく、保護者に、反論や弁明の機会を与え、十分にその意見を聴かなければならない。そして、児童生徒がよりよい充実した学校生活を送るために、学校、家庭が何をすべきか、どのようにすべきか共に考え、それぞれの役割を果たしていくようにすることが大切である。

【引用・参考文献】

- ・神奈川県教育委員会(2011),「改訂版 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育指導資料」, www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/173739.pdf, (2017月12月取得).
- ・小泉令三編著(2012),『よくわかる生徒指導・キャリア教育』,ミネルヴァ書房.
- ・坂本昇一(1999),「生徒指導が機能する教科・体験・総合的学習」,文教書院.
- ・東京都教育委員会(2017),「いじめ総合対策【第2次】」, www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/02/09/08.html, (2017月12月取得).
- ・林尚二・伊藤秀樹(2016),「生徒指導・進路指導 理論と方法」,学文社.
- ・広岡義之(2016),「はじめて学ぶ生徒指導・進路指導」,ミネルヴァ書房.
- ・広島県教育委員会(2017),「平成27年度広島県教育資料」.
- ・文部科学省(2010),『生徒指導提要』.

第8章

生徒指導に関する法制度

§ 1 校則

1.1 校則とは

文部科学省(2008)によると、校則とは「児童生徒が健全な学校生活を営み、より良く成長・発達していくために、各学校の責任と判断の下に定められる一定の決まり」とされている。

「各学校の責任と判断の下に定められる」ことから、小学校では「〇〇小学校のきまり」、「〇〇小学校の約束」などと呼ばれており、中学校・高等学校では「生徒心得」、「校則」と呼ばれている。また、学校によっては、従前の校則に当たる「生徒指導規程」を制定している。

校則の法的根拠について、生徒指導提要は「校則について定める法令の規定は特にありませんが、判例では、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内において校則を制定し、児童生徒の行動などに一定の制限を課することができ、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされています」と述べている。

1.2 校則の内容

校則の内容は、社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、学校や地域の実態に応じて適切に定められることとなるため、全国一律の校則があるわけではなく、学校種や児童生徒の実情、地域の状況、校風など、学校がその特色を生かし、創意工夫ある定め方をしている。

【校則の例】

・通学に関するもの

登下校の時間、通学路、通学方法、自転車・オートバイの使用等

・校内生活に関するもの

言葉遣い等の礼儀、授業時間、給食、清掃、挨拶、施設利用の方法等

・服装、髪型に関するもの

制服や体操着の着用、頭髪、パーマ・脱色・髪染め、髪留め、化粧等

・所持品に関するもの

通学カバン、携帯電話、ゲーム機等の不要物、金銭等

・欠席や早退等の手続き、欠席・欠課の扱い、考査に関するもの

・校外生活に関するもの

交通安全（ルール）、校外での遊び、アルバイト、帰宅時刻、夜間の外出や

外泊等

・特別な指導に関するもの

校則の内容について、文部省(1990)は、「校則が常に適切に機能するためには、校則の内容や指導の在り方が人間愛に満ちたものとなっているか、真に教育効果を与えるものとなっているか、児童生徒の実態や地域の実情、社会常識等を踏まえたものとなっているか、児童生徒に内面的な自覚を促し、自主的に守るような指導が行われているか等を十分に検証しながら、適宜見直しを行っていく必要がある」と述べており、児童生徒の実態、保護者の考え方、地域の状況、一般社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければならない。

1.3 校則の運用

校則に基づき指導を行う場合は、一人一人の児童生徒に応じて適切な指導を行うとともに、児童生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のものとしてとらえ、自主的に守るように指導を行っていくことが重要である。

校則に違反した児童生徒に懲戒等の措置をとる場合には、問題の背景など児童生徒の個々の事情にも十分に留意し、当該措置が単なる制裁的な処分にとどまることなく、その後の指導の在り方も含めて、児童生徒の内省を促し、主体的・自律的に行動することができるようにするなど、教育的効果を持つものとなるよう配慮しなければならない。

また、校則についての指導が効果を上げるためには、その内容や必要性について児童生徒・保護者と共通理解を持つようにすることが重要である。そのため、校則は、入学説明会等を開催し、入学時まで児童生徒・保護者に周知しておく必要がある。その際には、校則に反する行為があった場合に、どのような対応を行うのか、その基準と併せて周知することも重要である。

§ 2 懲戒と体罰

2.1 懲戒とは

児童生徒の教育上必要があると認められるときには、教員は児童生徒を失跡したり、何らかの課題を課したりする。こうした行為を懲戒と呼ぶ。懲戒は制裁としての性質はもつものの、本来学校における教育目的を達成するために行われるものであり、教育的な配慮のもとで行われるべきものである。

懲戒は、次のとおり大きく2つに分けられる。

1 事実行為としての懲戒

児童生徒を叱責したり、起立や居残りを命じたり、宿題や清掃を課すことや訓告を行うことなどについては、懲戒として一定の効果を期待できるが、これらは児童生徒の教育を受ける地位や権利に変動をもたらすような法的な効果を伴わないため、事実行為としての懲戒と呼ばれています。

2 法的効果を伴う懲戒

児童生徒の教育を受ける地位や権利に変動をもたらす懲戒として、退学と停学がある。退学は、児童生徒の教育を受ける権利を奪うものであり、停学はその権利を一定期間停止するものであるため、義務教育である小学校・中学校で行うことはできない。

2.2 懲戒の根拠法令

学校教育法第11条本文で、次のとおり規定している。

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。

また、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（文部科学省、2013）では、「懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学（公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、停学（義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある」と述べ、認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為）の具体的な事例として、次のとおり例示している。

- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

2.3 体罰の禁止

体罰については、以下に示す学校教育法第 11 条ただし書において禁止されている。

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。（アンダーラインは筆者による）

体罰については、それを容認する声は我々の耳にも聞こえてくるが、体罰は教育上次のような点において、決して行うべきではないと考える。

- ・体罰は、児童生徒に力による解決への志向を助長させる。
- ・体罰では、正常な倫理観は養うことができない。

教員は、体罰が正当な指導ではないことを理解し、決して体罰を行うことなく、適切に懲戒を行い、粘り強く指導することが大切である。

先に挙げた通知では、「教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある」とした上で、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。その具体的な事例として例示している。

(1) 体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）

- 身体に対する侵害を内容とするもの
 - ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
 - ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
 - ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
 - ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
 - ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩（たた）く。

- ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
 - ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。
- 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの
- ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
 - ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
 - ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

教員としては、体罰といった力による指導ではなく、共感的な理解に基づく粘り強い指導を行っていく必要がある。

§ 3 出席停止

3.1 出席停止制度とその趣旨

出席停止制度は、学校教育法第 35 条に次のように規定されている。

第 35 条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

その趣旨は、「出席停止制度の運用の在り方について（通知）」（文部科学省, 2013）によると、「本人に対する懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられた制度」であることから、公立小中学校において、他の児童生徒への暴行や授業妨害などの行為を繰り返し行う児童生徒がおり、学校として最大限の努力を行っても解決せず、他の児童生徒の安全や教育を受ける権利が保障されないと判断される場合、学校は出席停止の適用について積極的に検討する必要がある。このことについて、文部科学省(2007)は「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」において「学校がこのような指導を継続してもなお改善が見られず、いじめや暴力行為など問題行動を繰り返す児童生徒に対し、正常な教育環境を回復するため必要と認められる場合には、市町村教育委員会は、出席停止制度の措置を採ることをためらわずに検討する」ことと述べている。

3.2 出席停止制度の運用

出席停止制度の運用については、次のような手順で進めていくことになる。

- 1 学校が出席停止制度の適用を検討する。
↓
- 2 学校が要件に該当すると判断した場合は、市町村教育委員会に報告する。
↓
- 3 市町村教育委員会は保護者の意見を聴取する。

- 4 市町村教育委員会は出席停止制度の適用を決定した場合、出席停止を命じる児童生徒の保護者に、理由及び机間を記した文書を交付する。
↓
- 5 出席停止の期間中、学校は学習の支援など教育上必要な措置を講じるとともに、学校や学級へ円滑に復帰することができるよう指導や援助に努めることが必要です。また、他の児童生徒への適切な指導や被害者である児童生徒への心のケアを行っていく。
↓

6 出席停止の期間終了後においても、保護者や関係機関との連携を強めながら、当該児童生徒に対して、継続して指導を行う。

先に述べた出席停止制度の趣旨から考えると、手順5・手順6は特に大切にしたいところである。

【引用・参考文献】

- ・小泉令三編著(2012),『よくわかる生徒指導・キャリア教育』,ミネルヴァ書房.
- ・坂本昇一(1999),「生徒指導が機能する教科・体験・総合的学習」,文教書院.
- ・林尚二・伊藤秀樹(2016),「生徒指導・進路指導 理論と方法」,学文社.
- ・広岡義之(2016),「はじめて学ぶ生徒指導・進路指導」,ミネルヴァ書房.
- ・文部省(2008),「我が国の文教政策」,
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpad199001/hpad199001_2_123.html, (2017年12月取得).
- ・文部科学省(2008),「平成20年度文部科学白書」,
www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpaa200901/detail/1283506.htm,
(2017年12月取得).
- ・文部科学省(2013),「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」,
www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm,
(2017年12月取得).
- ・文部科学省(2013),「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について(通知)」,
www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/07020609.htm, (2017年12月取得).
- ・文部科学省(2010),『生徒指導提要』.
- ・文部科学省(2017),「小学校学習指導要領」,
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm, (2017年11月取得).
- ・文部科学省(2017),「小学校学習指導要領解説総則編」,
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm, (2017年11月取得).

第9章

学校間，家庭・地域・関係機関で
進める生徒指導

§ 1 小・中学校が連携して進める生徒指導

1.1 小・中連携（一貫）教育が求められる背景

各学校種が連携をして生徒指導を進めていく必要性については、これまでも述べてきたとおりであるが、近年、いわゆる「中1ギャップ」という言葉に代表されるように小学校と中学校の差異にうまく適応することができていない児童生徒の存在がクローズアップされ、各自治体で小・中学校が連携（一貫）した教育が積極的に進められるようになってきている。

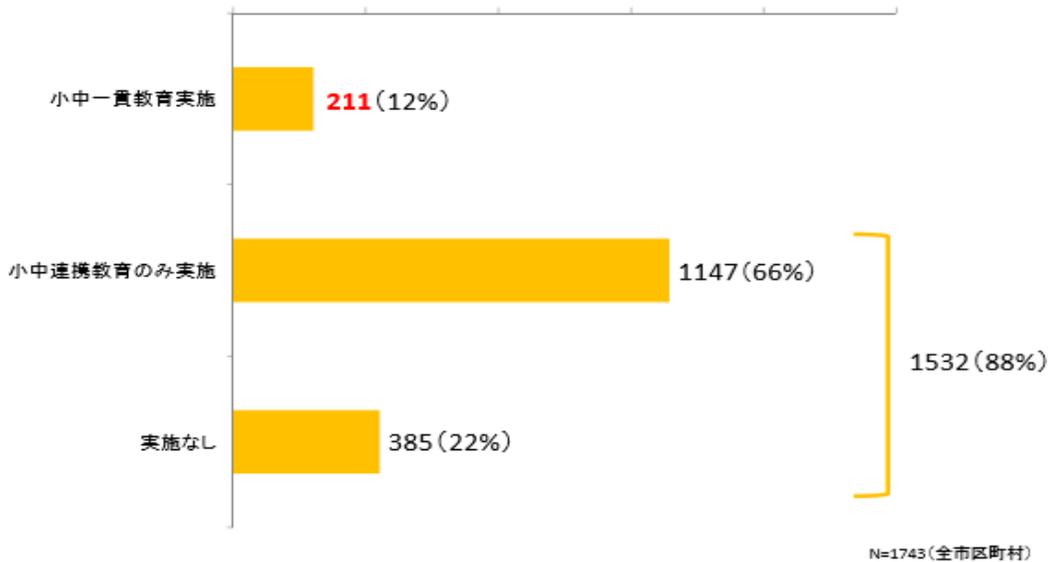


図9-1「小中一貫教育・小中連携教育の実施状況」（国立教育政策研究所,2015）

文部科学省(2016)は、小・中学校の差異について、次のような例を挙げている。

- 1 指導体制の違い（小学校：学級担任制／中学校：教科担任制）
- 2 指導方法の違い（小学校：小学生の発達段階を踏まえた日常生活に根ざした比較的きめ細かい指導，／中学校：中学生の発達段階を踏まえた比較的抽象度の高い内容を含めた指導）
- 3 家庭学習の違い（小学校：宿題の教科間の調整がなされやすい／中学校：宿題の教科間での調整がなされないことが多い，部活動その他で時間に追われる，進路選択を念頭に置いたストレスが高まる）
- 4 評価方法の違い（小学校：定期試験は実施されない／中学校：定期試験が実施され，小学校よりもテストに向けた計画的な学習が必要となる）
- 5 生徒指導の手法の違い（中学校では思春期を迎える生徒を指導することもあり，

小学校と比較して規則に基づいたより厳しい生徒指導がなされる傾向)

- 6 部活動の有無（中学校から部活動が始まり，放課後や休日の活動を行う機会も増える，先輩・後輩の上下関係が人間関係に占める割合が高まる場合がある）

こうした状況のなかで，学習指導面においても，「授業の理解度」「学校の楽しさ」「教科や活動の時間の好き嫌い」について，中学生になると肯定的回答をする生徒の割合が大きく下がる傾向にあることや，「上手な勉強の仕方が分からない」「やる気がおきない」「勉強が計画通り進まない」と回答する児童生徒数が大幅に増え，「毎日コツコツ勉強する」「勉強に自信がある」と解答する児童生徒が大きく減少する傾向がみられる。

また，生徒指導面では，図9-1のように不登校児童生徒数が小学校6年生から中学校1年生になったときに大幅に増える傾向がみられる。その他にも，いじめの認知件数，暴力行為の加害児童生徒数で同様の傾向がみられる。

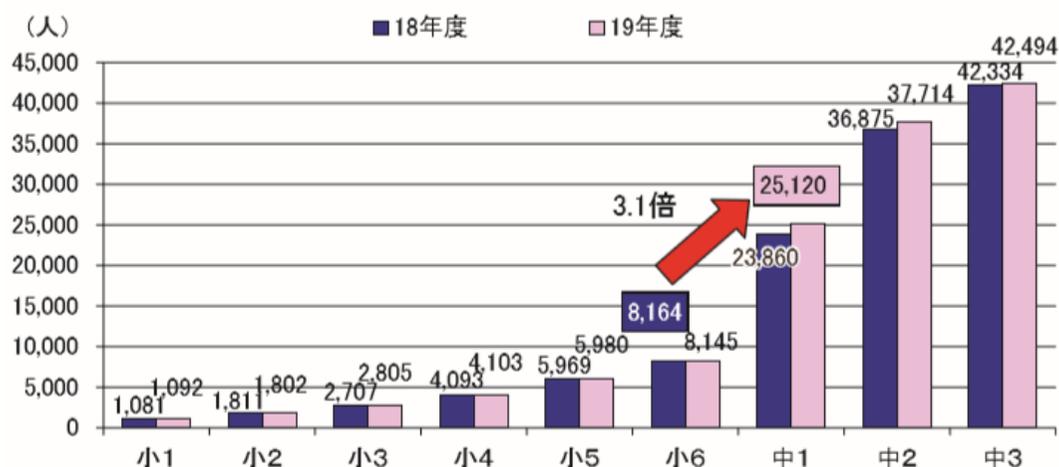


図9-2「学年別不登校児童生徒（30日以上欠席者）数」（国立教育政策研究所,2009）

1.2 小・中連携（一貫）教育の意義

児童生徒は小学校1年生から中学校3年生までの義務教育9年間の中で，日々の学習を積み上げて成長していくが，例えば，

- ・小学校低学年の教員は，中学校での学習や子供たちが中学校を卒業するときの姿をイメージしながら日々の教育活動を行っているのか

・中学校の教員は、小学校のどの学年で何を学んで、何につまずいて今の生徒の姿があるのかを知った上で指導に当たっているのか

といった問いに確かな答えを持ち得ていない状況がある。

小・中連携（一貫）教育は、小・中学校の教員がこうした問いに向き合い、目の前の児童生徒が抱える課題の解決に向けて、双方の教職員が義務教育9年間を見通しながら、小・中学校が共通の目指す子供像（目標）を設定し、様々な交流等を通して双方の教育課程への理解を深め、系統性・連続性に配慮しながら教育活動に取り組むことは、極めて重要であるといえる。

1.3 小・中連携（一貫）教育の成果

小・中連携（一貫）教育の成果について、文部科学省(2015)による調査結果は図9-3のとおりである。

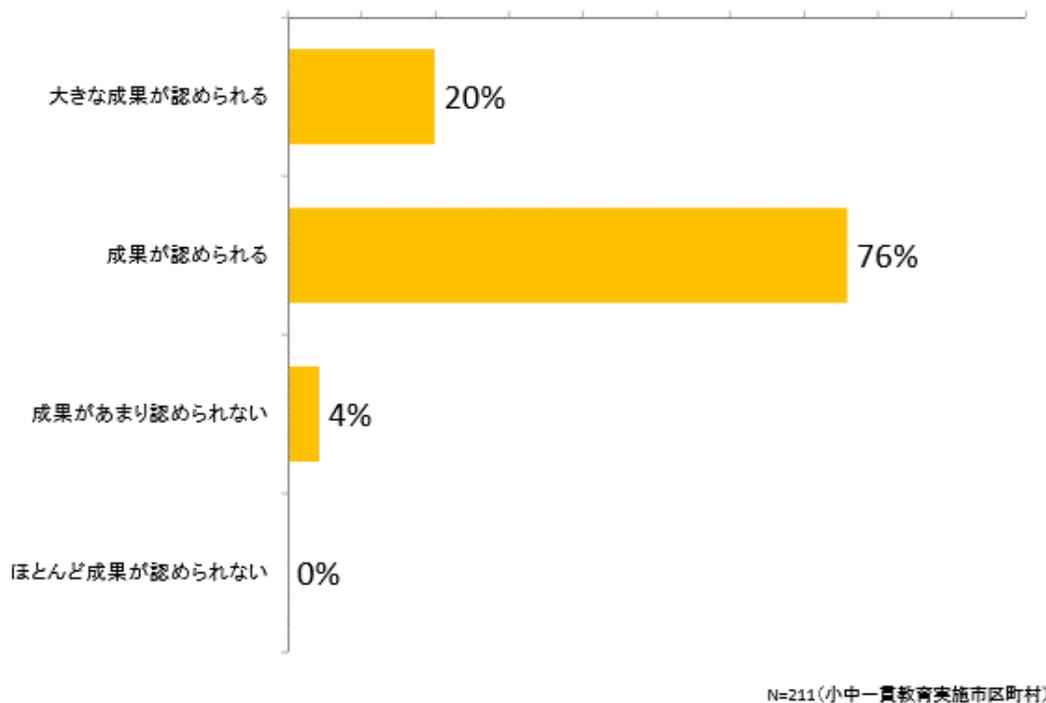
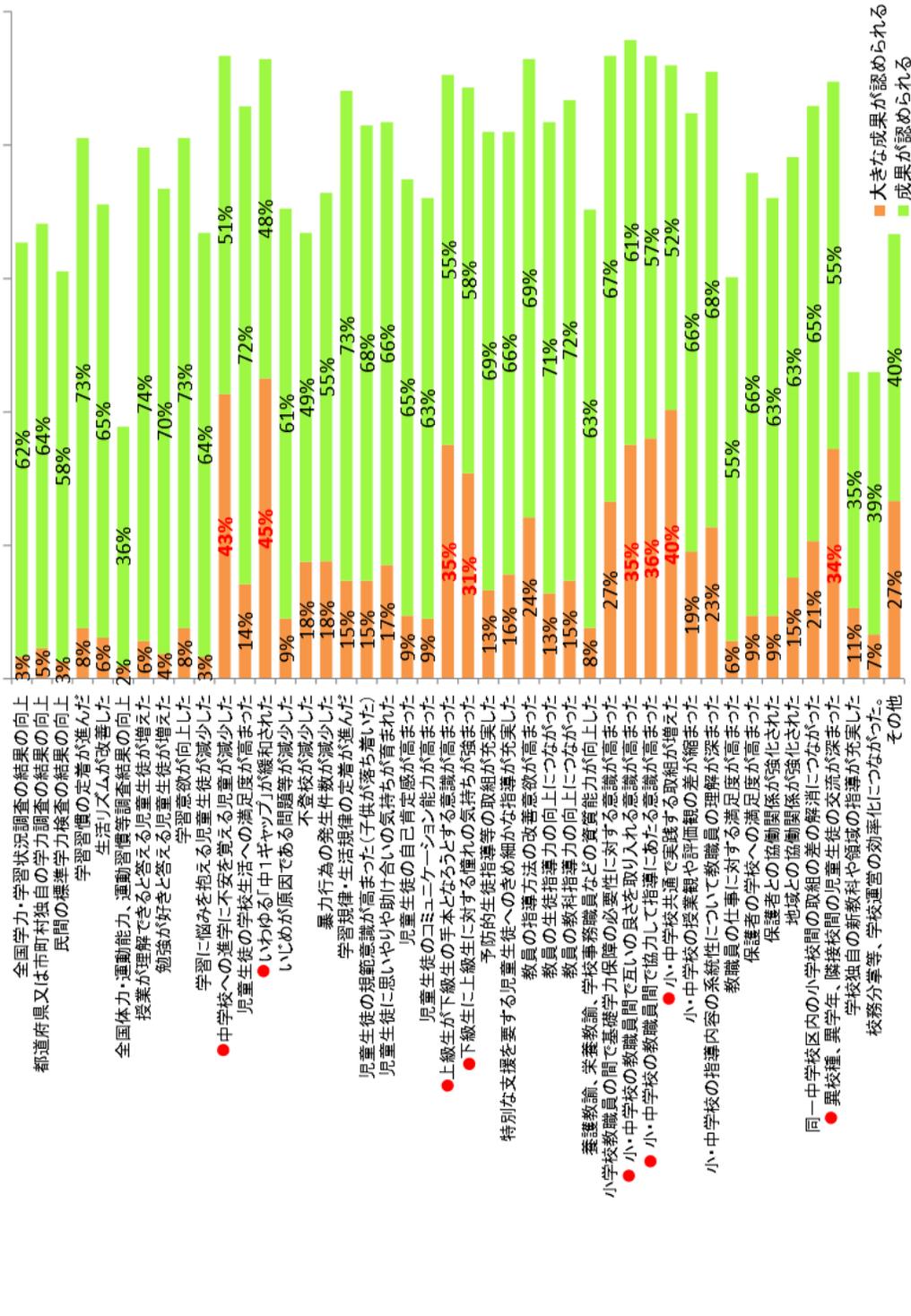


図9-3 「小中一貫教育のこれまでの取組の総合的な評価（成果）」（文部科学省,2015）

この結果をみると、小中一貫教育を実施している自治体の96%が「大きな成果が認められる」、若しくは「成果が認められる」と回答している。

では、どのような内容について、成果が認められると捉えているのか、その詳細を表したのが図9-4である。



※「大きな成果が認められる」の回答が特に多い項目については●で示している。

図 9-4 「小中一貫教育の成果」(文部科学省,2015)

この結果をみると、児童生徒にかかわっては次のような内容について、「大きな成果が認められる」と回答している。

- ・ 中学校への進学に不安を感じる児童が減少した。
- ・ いわゆる「中1ギャップ」が緩和された。
- ・ 上級生が下級生の手本となろうとする意識が高まった。
- ・ 下級生に上級生に対する憧れの気持ちが強まった。

これらの結果から、小・中連携（一貫）教育を実施することによって、小学校の児童が中学校進学の際に感じていた不安が減少されるとともに、小学校と中学校の指導の差異が緩和されたことが分かる。このことは、児童生徒が新たな社会に適応している力の育成、新たな社会で生活することへの自信につながっていくものと考えられる。

また、小・中学校が連携して行う様々な活動を通して、上級生は下級生の手本となろうとする意識が高まり、下級生は上級生に対する憧れの気持ちを持つようになったりしている。このことは、集団のなかで認められる、大切にされているという気持ちをもつことにつながり、自己指導能力の育成に資するものであると考えられる。

§ 2 小・中学校が連携して進める生徒指導の実際

ここでは、全国に先がけて小中一貫教育に取り組んできた呉市の取組を述べる。

2.1 教科指導における生徒指導の取組

横路中学校区は、小学校1校、中学校1校の中学校区である。両校とも同市のなかでは大規模校にあたる。児童生徒の交流は学校規模から難しい状況にあるため、小・中学校が共通の学習規律「学びのやくそく」「学びの十か条」を設定し、共通の取組を行っている。

また、思考力・表現力の育成を目指し、問題解決的な授業モデルを構築し、系統的な教科指導を実施している。

2.2 特別活動における生徒指導の取組

蒲刈中学校区は、小学校1校、中学校1でグラウンドをはさんで隣接している中学校区である。また、学校規模も小学校・中学校とも各学年1学級と小規模の学校である。

こうした中学校区の特質を踏まえて、次のような小・中学校合同行事を積極的に実施している。

- ・合同遠足

新入生、異動してきた教職員の交流を深めるため、小中で縦割り班を編成し、合同の遠足を行っている。行事の計画は小学校児童会と中学校生徒会が連携して、当日のレクリエーションの内容、進行等について企画・運営している。

- ・合同発表会

初年度は、それぞれの学習発表会の参観、作品展示と合同合唱のみ共通に行うところからスタートし、次年度は小・中合同の学習発表会を実施し、互いに学び合う場としている。

- ・地域清掃

中学校の生徒会活動として実施していた地域清掃を、小中で縦割り班を編成し、地域に分かれて清掃を実施している。

2.3 自ら進んでよりより生活づくりに取り組む児童生徒の育成を目指した取組

広中央中学校区は、中学校1校、小学校3校の中学校区でいずれの学校も、同市のなかでは大規模校にあたる。学校で定めたきまりや規則を守ることができにくい児童生徒が少なくない状況から、授業規律の確立、道徳教育の充実、不登校児童生徒への支援の充実を3つの柱として取組を進めている。

そのための組織を図9-4に整え、中学校区の組織的な取組としている。

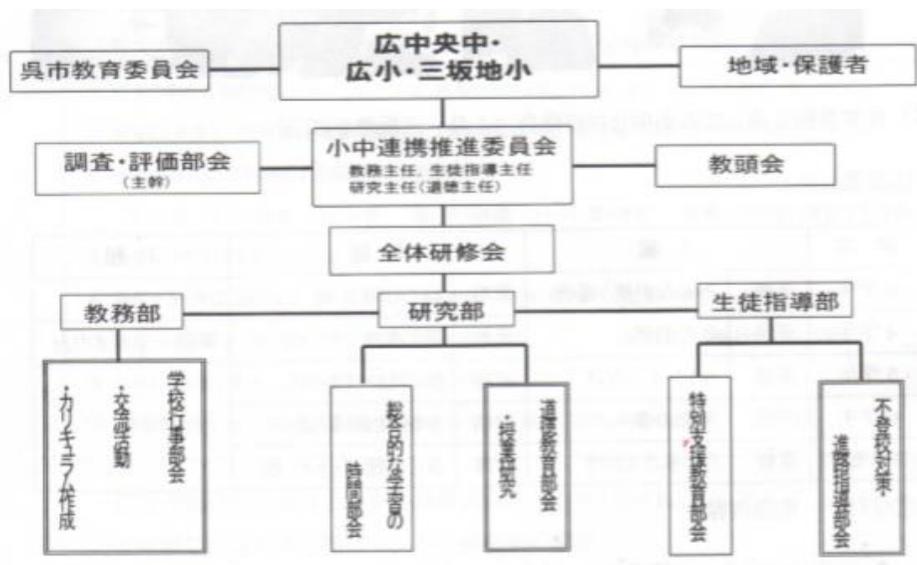


図 9-5 「運営組織図」(呉市教育委員会,2007)

具体的には、次のような取組を実施している。

- ・小・中学校教員による合同研修会
- ・小・中学校教員による授業研究
- ・小・中学校教員による情報交流会
- ・植栽活動，地域清掃等のボランティア活動
- ・オープン・スクール

§ 3 家庭・地域・関係機関等との連携活動

3.1 家庭・地域・関係機関等との連携の意義

1 児童生徒の発達を促すための連携

生徒指導においては、児童生徒の問題行動への対処のみならず、個々の児童生徒の自尊感情・自己有用感の育成や規範意識の醸成など、児童生徒の健全育成と問題行動等を未然に防止する視点を持つことが重要である。そのため、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動などの教育課程や課外の生活も含む学校教育全体において積極的に生徒指導の働きかけを行うことが重要である。

児童生徒は家庭の中で育ち、様々な集団に属しながら地域社会とかわり、様々な環境の影響を受けながら、社会性を身に付け、成長していくものである。また、家庭

や学校を含む 地域社会全体が本来の機能を健全に果たしていくことで、社会環境の及ぼす悪影響を防ぐとともに、積極的に児童生徒が健全な生活を営むことができるような環境を整えていくことが可能となる。

2 問題行動等への対応を行う際の連携

現在、暴力行為、不登校、ネット上のいじめなどの携帯・インターネット問題、児童生徒の安全確保、虐待など各学校における児童生徒をめぐる生徒指導上の課題は多様化していることはこれまでも述べてきたとおりである。

その背景・要因には、学校生活だけではなく、家庭や生育に関することなど、子どもを取り巻く様々な生活環境が複雑に影響しており、対応・解決が一層困難な事例が増加している。そのため、学校のみでは解決できない課題に対しては、家庭はもちろん、地域社会における社会教育関係の団体や社会資源、警察その他の関係諸機関と相互協力して対応することが重要である。

3.2 連携の中心となる学校の役割

生徒指導が対象とする範囲は広く、その果たす役割は大きなものがある。しかし、学校の持つ能力や権限を超えるような問題にまで深入りすることは、かえって事態を困難にしてしまう場合がある。また、児童生徒の問題行動や不登校の背景には、家庭や学校友人、地域社会など、児童生徒を取り巻く環境が複雑に絡み合い、学校だけでは解決が困難な場合や、発達障害や情緒障害などによるもの、環境の病理性によるもの場合もある。

こうしたケースに適切に対応していくためには、原因に関する正しいアセスメントが必要となる。児童生徒の問題行動が学校内で対応できるか、他の機関にゆだねる方がよいか、あるいは、他の機関・専門家との連携・協働によるのがよいかの判断は極めて重要である。また、必要があると判断した場合は迅速に連携・協働し専門機関の助言を求める姿勢も必要である。

そのためにも、家庭・地域、専門家や関係機関と連携・協働を進める上で、学校が自らの役割を率先して行うとともに、常に情報共有できるシステムを構築するなど、円滑に連携の図られる体制を構築し、その体制の中で全体をコーディネートしていくという視点が必要となる。

さらに、地域には教育分野のネットワークだけでなく、福祉や保健分野などのネットワークもあります。これまで学校は、こうしたネットワークの力を活用しながら様々な問題を解決してきた。今後は、さらに強固なものにしていく必要がある。しかし、こうしたネットワークがなかったり、有効に機能していない地域では、学校が教

育委員会や関係機関と協働し、ネットワークを構築したり、社会資源を発掘したりする努力をしていくことも学校の大切な役割といえる。

【引用・参考文献】

- ・ 呉市教育委員会(2007), 「小中一貫教育実践事例集」.
- ・ 呉市教育委員会(2011), 「呉市の教育改革 小中一貫教育のマネジメント」, ぎょうせい.
- ・ 国立教育政策研究所(2009), 「生徒指導資料第1集(改訂版) 生徒指導上の諸問題の推移とこれからの生徒指導—データに見る生徒指導の課題と展望—」, www.nier.go.jp/shido/centerhp/lsyu.../lsyu-kaitei.htm, (2017年12月取得).
- ・ 小泉令三編著(2012), 『よくわかる生徒指導・キャリア教育』, ミネルヴァ書房.
- ・ 坂本昇一(1999), 「生徒指導が機能する教科・体験・総合的学習」, 文教書院.
- ・ 文部科学省(2015), 「小中一貫教育等についての実態調査の結果」, http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/ikkan/1369584.htm, (2017年12月取得).
- ・ 文部科学省(2010), 『生徒指導提要』.

生徒指導の理論と実践

2017年12月28日 初版発行

著者 今崎 浩

発行者 広島文教女子大学

〒731-0295

広島県広島市安佐北区可部東1-2-1

TEL 082-814-3191